

令和3年第8回(12月)川南町議会定例会会議録

令和3年12月7日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和3年12月7日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 米田 正直 君 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律について
(2) 農業振興地域の整備に関する法律について
(3) 漁業権設定について
- 2 蓑原 敏朗 君 (1) 2025年問題対応は
(2) アフターコロナはどうするのか
- 3 児玉 助壽 君 (1) 3K職種の人手不足対策について
- 4 川上 昇 君 (1) 防犯灯の管理について
(2) ふるさと納税展開事業について
(3) 学校教育の充実について
(4) 移住コーディネーター採用支援事業について
- 5 徳弘 美津子 君 (1) 総合福祉センターについて
(2) 川南駅整備について
(3) 終活について
- 6 中津 克司 君 (1) 女性管理職の登用について
(2) 周囲から見えにくい相対的貧困家庭における子どもの貧困の実態はどうか
(3) 「お知らせかわみなみ」について

出席議員(13名)

| | |
|-------------|------------|
| 1番 河野 禎明 君 | 2番 谷村 裕二 君 |
| 3番 中津 克司 君 | 4番 蓑原 敏朗 君 |
| 5番 徳弘 美津子 君 | 6番 児玉 助壽 君 |
| 7番 福岡 仲次 君 | 8番 米田 正直 君 |
| 9番 内藤 逸子 君 | 10番 川上 昇 君 |
| 11番 河野 浩一 君 | 12番 竹本 修 君 |
| 13番 中村 昭人 君 | |

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|----------------|---------|
| 町 長 | 日高 昭彦 君 | 副町長 | 押川 義光 君 |
| 教育長 | 坂本 幹夫 君 | 会計管理者・ 会計課長 | 小嶋 哲也 君 |
| 総務課長 | 新倉 好雄 君 | 財政課長 | 谷 講平 君 |
| まちづくり課長 | 甲斐 玲 君 | 産業推進課長 | 河野 賢二 君 |
| 農地課長 | 三好 益夫 君 | 建設課長 | 大山 幸男 君 |
| 環境水道課長 | 橋口 幹夫 君 | 町民健康課長 | 米田 政彦 君 |
| 教育課長 | 山本 博 君 | 福祉課長 | 三角 博志 君 |
| 税務課長 | 大塚 祥一 君 | 代表監査委員 | 永友 靖 君 |

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

日程第1、「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、米田正直君に、発言を許します。

○議員（米田 正直君） 皆さん、おはようございます。10月31日、第48回衆議院選挙が行われ、投票率は県内53.66%、全国55.93%、川南町54.6%で、郡内では2番目に低いものでした。国政に対する関心の低さが表れているのではと、残念に思いますが、投票率の高低には関係なく、465名の衆議院議員がそろいました。参議院議員245名を含め、彼らは国民の信託を得て当選された、優秀な人ばかりであります。国会は、日本国及び国民の行き先を安心・安全に導いてくれる施策を構築してくれる場であると思います。各種法律の制定も、その重要な部分であります。

その法律のうち、日常的に私たち町民に関わりのあることについて、疑念が払しょくできていないものがあり、3点について質問をさせていただきたいと思います。この質問が町議会場で妥当なものか、少し不安であります。町執行部の考え方を示していただくことで、不安や疑念を抱く町民の皆さんに納得していただけるのではないかと思います。あえて質問させていただきます。

では、一般質問通告書に従い、質問させていただきます。まずは廃棄物の処理及び清掃に関する法律中第16条の2、焼却の禁止についてであります。何人も次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。1、一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却。2、他の法令、またはこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却。3、公益上、もしくは社会の慣習上、やむを得ない廃棄物の焼却、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの、とあります。

政令で定めるものは、施行令第14条に、焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却として、1、国または地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却。2、震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却。3、風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。4、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却。5、たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なものとあります。

この数年前から、屋外燃焼について、防災無線等において頻繁に広報が行なわれています。

従来、地域で行われていたことが罪になり、忘れられるという厳しい内容の広報であります。焼却禁止の例外があること周知することなく、町民に威圧感を与え、罪意識にさいなませるになるような広報、指導は、問題があるのではないかと思います。町の見解をお示しいただきたいと思います。

後の質問は、質問席から行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいま議員が御指摘ありましたとおり、屋外焼却については、法律で厳しく規制をされております。野外で焼却を行った者は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。つまり両方ということでございます、という罰則の対象となります。また、屋外焼却未遂や屋外焼却を行う目的で、廃棄物の収集または運搬した者にも、罰則が設定されております。

なお、庭先のたき火やキャンプファイヤーなどの日常生活を営む上で、通常行なわれる廃棄物の焼却であって、軽微なものは例外として認められておりますが、しかしこの場合でも生活環境への配慮が必要であり、例えば悪臭や煙の煙害の発生等により、近隣の方から苦情がくるような場合は、中止していただくということでございます。

町としては見解を示せということではございますが、やはり例外規定は設けられておりますけど、屋外焼却はやめていただきたいという、基本的な考えでございます。

○議員（米田 正直君） 例外規定の中に、農業を営むため、やむを得ないで焼却とありますが、あぜ草や堤防の草刈りをし、繁茂を抑えるために燃焼することは対象にならないのでしょうか。また、今若干答えていただきましたが、日常的に木の枝を清掃する段階で、木の枝をたき火として焼却することはどうでしょうか。

○環境水道課長（橋口 幹夫君） 米田議員の御質問にお答えをいたします。農業関係の焼却につきましては、施行令の第14条の第4号に規定します、農業・林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行なわれる廃棄物の焼却に該当します。また、堤防等の草刈りにつきましては、同施行令同条の第1号、国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却に該当すると思っております。

しかしながら、生活環境に配慮するというふうになっておりますので、町民のほうから苦情がまいった場合は、町としましては指導しまして、やめていただくというような方針でございます。

以上です。

○議員（米田 正直君） 地球温暖化でCO₂の削減対策をしなければならないことは理解をしていますが、木質の燃焼はCO₂を排出しても、大気中のCO₂の自然な循環の中でのことになり、理論上では地球上のCO₂濃度は変わらないということでもあります。地球温暖化の主な原因は、石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料から出るCO₂であり、地球に何億年もの間蓄積してきたものを新たに大気中に排出するのに対し、木質燃焼から出るCO₂は、光合成による森林や植物が大気中から吸収したものを排出するものであります。よって、法

律で定める焼却禁止とは、温暖化防止のための焼却禁止ではないと思います。

防災関係では、確かに問題であります。また、生活上の、先ほど言われましたが、町民に対するそういった苦情等の問題はあると思いますけれども、それなりの予防対策を取っての燃焼は可能ではないかと思いますが、見解をお願いいたします。

○環境水道課長（橋口 幹夫君） 米田議員の御質問にお答えをいたします。屋外焼却の問題点は、焼却温度が低いため、燃やすものによりましてはダイオキシンが発生し、人体に悪影響を及ぼすという問題がございます。平成12年度にダイオキシン問題が議論されることになりまして、平成12年に排出法の法律が改正され、平成13年4月1日から、先ほどから上がっております施行令の第14条の例外規定等々が設けられて、今日にいたっているところでございますが、ダイオキシンを含めます屋外焼却につきましては、煙、臭いの発生、または炭の飛散によりまして、近隣住民からの苦情の元となりますので、屋外焼却はやめていただきたいと考えております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 回答をいただきましたが、近隣の住民の理解が得られれば、燃焼してもよろしいということで理解してよろしいのでしょうか。例外規定にかなえば。

○環境水道課長（橋口 幹夫君） 米田議員の御質問にお答えをいたします。近隣住民の理解が得られれば、施行令の14条各号に書いてある例外規定については問題ないというふうに考えます。

以上です。

○議員（米田 正直君） 理解できました。

次に、ボランティア作業で海岸清掃を年に数回行われますが、打ち上げられた竹木を集め、山積みにして、そのままにしますけれども、すぐに流されてしまいます。その日の自己満足に終わらせることとなります。せっかくボランティア作業をするのですから、集めた竹木の処理をすると、やったかがあるというものだと思います。処理方法は建設業等をお願いをし、燃焼施設まで運ぶとか、もしくは海岸その場で燃焼して処理するということも考えられますが、法的に可能か、お伺いをいたします。

○環境水道課長（橋口 幹夫君） 米田議員の御質問にお答えをいたします。海岸漂着物の処理につきましては、施行令第14条に該当する例外規定に当たると考えますので、法的に可能だと考えております。令和2年度に、県の補助金を使いまして、海岸漂着物の撤去をいたしました。今年度は予算を計上しておりませんでしたので、10月に環境水道課と産業推進課の職員で、伊倉浜の漂着物の焼却作業を行ったところでございます。これを実施する上で、高鍋保健所と協議を行いまして、これはやむを得ない焼却であろうという許可をいただきまして、焼却処分を行ったところでございます。

議員がおっしゃられた、ボランティアのときに集めて、燃やすといいいんでしょうけれども、あのときはまた生木と申しますか、あまり乾燥しておりませんで、焼却がなかなか難しいと

考えます。それが、今年度は予算を計上しておりませんでしたので、担当課関係課の職員で焼却しましたが、来年度につきましては、また予算を計上させていただきまして、業者をお願いして、焼却せずに処理をしたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議員（米田 正直君） 海岸清掃の漂流した漂流物の竹木については処理をするということで、あのままにしておくということではないわけですね。予算化をして、焼却するということで、捉えたいというふうに思います。

では次に、ボランティア作業で見受けられるのが、道路沿いに捨ててある古タイヤや家電等分別できないごみがある場合があります。以前はそれら全てのごみに対処するためにコンテナが用意され、小林にある九州北清という会社に処理をお願いしていましたが、これを復活する考えはないか、お尋ねをいたします。

○環境水道課長（橋口 幹夫君） 米田議員の御質問にお答えをいたします。コンテナを復活させる考えはありません。その理由は、コンテナのリース料、約40万円程度でございます。また、処理費が高額であることと、4R推進運動の高まりから、分別せずにコンテナに投入することは、時代の流れにそぐわないためでございます。不法投棄の巡回、またはボランティア作業で収集したタイヤ、電化製品等の町で受け入れることができないものにつきましては、年度末まで坂の上中継施設にためておき、タイヤにつきましては、町内の自動車会社に処分を依頼しております。電化製品につきましては、郵便局で町が処理権を購入しまして、業者に依頼し、宮崎市の家電リサイクル店に直接持込み、引き取っていただいております。

先月開催されました花火大会の翌日は、多くの方にボランティアとして花火がらを集めていただきました。空き缶、ペットボトル等のごみも集めていただきましたが、燃やせるごみ、資源ごみ、燃やせないごみに分別して、西都児湯クリーンセンターに搬入いたしました。これまでボランティアの方から分別が面倒だという苦情は受けていませんので、今後も分別を徹底し、4R推進運動に努めてまいりたいと考えております。

○議員（米田 正直君） ボランティア作業で道路沿いに捨てられた古タイヤと家電等については、これは不法投棄の巡回で回るときに、町のほうで集めるということではよろしいですか。これは個人で、我が家のものであれば、そういったちゃんとした分別をし、家電リサイクル法に基づいて処理しているわけですが、捨ててあるものについても見てみぬふりをしてやるということなのか、もしくはそれをやって、坂の上の中継施設に持って行って、そこであとはそれぞれの処理を町のほうで処理をしていくということではよろしいんですか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○環境水道課長（橋口 幹夫君） 米田議員の御質問にお答えをいたします。一般町民の方が町道等で不法投棄、坂の上で収集することができないごみを見つけられた場合、そういった場合は町のほうに連絡をいただきますと、収集に行きます。4月以降も結構町のほうに

通報がありまして、担当職員のほうが収集に行きまして、先ほど申しました坂の上中継施設のほうに積んでおきまして、年度末に処理するというような対応を取っております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 九州北清という会社も処理を頼まない。要するに、町のほうで不法投棄については収集をし、そこで適切な分別処理をしていくということでもよろしいんですね。屋外燃焼の禁止の適切な広報をお願いして、この件については終わりたいと思います。

次に、農業振興地域の整備に関する法律における農振除外について、お伺いをいたします。農業振興地域の整備に関する法律は、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し、必要な施策を計画的に推進するための措置を講じることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としたものであります。

この中で、社会的諸条件とはどんなことを指すのか、伺いたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問でございますが、社会的諸条件とは、個人的な事情を指すものではなく、社会全体のことを指すもので、高齢化による担い手不足による農地の遊休化や、食料自給率向上のための農業の生産性の向上など、現在の農業を取り巻く様々な情勢を指すものと考えております。農業振興地域の整備に関する法律に関して、細かくいろんなことが規定されておりますので、詳しくは農地課長に答弁させます。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えをいたします。優良農地を主体とした農業地域を保全形成し、農業施策の計画的、効率的に行うための長期的な計画制度として、昭和44年に農業振興地域の整備に関する法律が制定されました。川南町における恵まれた自然環境、農産物価格や資材価格等の経済的な状況、国が示しておりますみどりの食料システム戦略など、様々な要素を総合的に踏まえた上で、農林水産大臣の定める農用地等の確保に関する基本指針、宮崎県知事の定める農業振興地域整備基本方針に沿って、川南町における農業振興地域整備計画を定めるものと考えております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 農地法は、農地を農地以外のものにすることを規制し、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とするとあります。農業振興の上では重要であると認識いたしますが、地目上、農地であって、現実的には30年近く耕作をしておらず、原野状態の土地にあっては、農地法でいう耕作の目的に供される土地に該当するのでしょうか。

農地等の定義の通知の中で、農地であるかどうかはその土地の現況によって区分するのであって、土地登記簿の地目によって区分されるものではない。また、農地等に該当するかは、その土地の現況によって判断するのであって、土地登記簿の地目によって判断してはならないとあります。この点について、お伺いいたします。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質問にお答えをいたします。農地法でいう耕作の目的に供される土地とは、耕作されるべき土地を指します。したがって、農地転用等の許可を得ずに、人為的に改廃された農地や耕作を放棄して原野化した土地は、本来耕作されるべき土地であると考えます。したがって、御質問の件も耕作の目的に寄与される土地であると解しております。ただし、傾斜地や区画が狭いなど、地形的な要因や湿地で水はけが悪いなどの条件で、生産性が著しく低く、耕作が不能な場合は、非農地にするという措置が取られて、農地から除くというような措置が取られております。

以上です。

○議員(米田 正直君) 今の答弁でありますけれども、理解できるわけですが、例えば耕作できる土地であれば、耕作しようと思えば耕作できる土地であるということであれば分かりますが、例えば高齢化なり、離農された方がその土地をそのままずっと持っていて、ずっと永久にそのままの状態になる可能性はあると思います。あとのほうで質問させていただきませんが。

農業振興地域整備計画は、町の基本構想に即して議会の議決を得たものであると思います。農業振興地域整備計画を定めようとするときは、その旨を公告し、30日間の縦覧に供しなければなりません。市町村の住民は、縦覧期間満了の日までに市町村に対し意見書を提出することができると思います。果たして、どのくらいの住民が縦覧されたのでしょうか。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質問にお答えをいたします。川南農業振興地域整備計画、いわゆる全体計画と言われるものですが、平成29年度に見直しを行っております。その際も先ほど御質問にありましたように、縦覧期間等を設けております。前回の全体計画見直しを例に取りますと、平成29年6月23日にその旨を公告し、平成29年6月23日から7月24日までの30日間、縦覧に供しております。その際、意見徴収を行う期間というものも設けられておまして、その期間が平成29年7月25日から8月8日までの期間になっております。前回は、この期間に意見書の提出等はございませんでした。

以上でございます。

○議員(米田 正直君) 意見は出されなかったということでございます。分かりました。農業をしていない住民にはあまり関心がなく、自分の土地が農業振興地域に入っていることを知らない住民が多いのではないのでしょうか。その公告することの周知はどのようにされたのか、お伺いをいたします。

○農地課長(三好 益夫君) ただいまの御質問にお答えします。全体計画の見直しに際しましては、作業上、個別見直し、いわゆる年2回個別に見直しをして、見直しの受付をしているんですけど、作業上、そちらを停止する必要がありました。この際に、公告等の次第によって、全体計画の見直しを行っていきますよということを周知して、作業のほうを段階的に進めてまいったところです。また、農地台帳に登録されている農業経営者のうち、除外者を除く下限面積であります50アール以上耕作をする1,436人を対象に、アンケートを実施

しております。この結果を踏まえまして、計画のほうに反映をしております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 公告があるということの周知ちゅうか、ちょっと言葉がおかしいんですけども、1,436人の方にアンケートを取ったと、50アール以上、ある一定面積以上の農家の方を対象にアンケートを取ったということでございます。アンケートの回答率と言いますか、何人の方が回答されたのか、そこをちょっと教えていただけるとありがたいと思います。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。アンケートを実施した結果、回答がどれだけあったかという御質問でしたが、なかなか作業自体は業務を委託してやっけていただいているところです。先ほどから議員おっしゃったように、なかなか一般の方というか、耕作されている方にとっても農業振興地域の計画っていうのは遠いものになっております。実際、実施した結果、回収のほうは424件回収されていて、率のほうは29.5%の回収率というふうになっております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 農家の人であっても、より多くの町民があまり農業振興地域について理解されていないということではなかろうかというふうに理解をいたします。

次に、農業振興地域整備計画に関する基礎調査で、農業振興地域について、市町村もおおむね5年ごとに基礎調査をして、農用地等の面積、土地利用、農業収容人口の規模、人口規模、農業生産、その他の農林水産省令で定める事項に関する現況、及び将来の見通しについての調査を行うものとすると思いますが、直近の調査での見通しはどう捉えているか、お伺いいたします。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。基礎調査につきましては所定の方法で実施し、全体計画の見直しへとつなげております。直近の調査は、平成27年、28年度に業務委託により実施をしております。今後の見通しといたしましては、農用地は減少傾向にあり、農家戸数減少による担い手不足を鑑みますと、この農用地の減少傾向は続くものと考えております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 傾向的には農用地の減少傾向ということではありますが、農用地の減少ということになれば、農地転用なりほかの地目と言いますか、ほかの用途に供されるという理解でよろしいのでしょうか。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。農用地以外になるということは、やはり転用と、そういうのが進んでいるというのもあります。また、もう一方では、耕作条件の悪い土地、そちらのほうは、特に山手のほうで以前みかんを栽培していたような土地、そういったところは農用地から除外されてというか、非農地にもなっておりますので、なくなっていったということで、結果的に農用地の減少ということが起こってい

るような状況です。

以上です。

○議員（米田 正直君） こうやって質問させていただくのは、自分の土地でありながら、農地法や農業振興地域の整備に関する法律に縛られ、隣に家族が家を建設しようとしてもそれができず、町外に居を構えるといった例があるからであります。人口が減少している我が町において、1人でも2人でも川南町に住んで、ましてや家族がそばにおることは、親としては何と心強いものはありません。まずは農業振興地域から対象農地を外してもらい、農地法における農地転用許可を受けたいのであります。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の第1号、農用地区以外の区域内の土地をもって替えることが困難であると認められること。第3号に、農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないと認められることとあります。ケース・バイ・ケースが考えられますが、農用地の利用の集積に果たして支障を及ぼしている状況をどのように判断されるのか、お伺いをいたします。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。農用地の除外の判断は、議員がおっしゃったとおり、法律の第13条第2項に定められた五つの要件を全て満たした場合のみ認められているものです。特に農地の集団性に重点を置いて、制度の運用がなされております。容易に除外を認めることで、農地の集団性、つながりですね——を分断してしまい、虫食い状態になることを法律の趣旨である農業振興を妨げるということのために防ぐという観点で、運用がなされております。なかなか言葉で説明するのは難しいんですけど、農用地の真ん中に除外を認めたりとか、それがどんどん広がっていったりすると、もともと集団性があったものが細切れになってしまって、ひいてはいろんな乱開発になってしまうという観点で、制度の運用がなされております。

また、川南町におきましては、水田であります川南原地区と畑かんの尾鈴地区の二つの地区で、国営土地改良事業を実施しております。特に尾鈴地区におきましては、国営関連県営事業の実施中でありまして、その受益地につきましては農用地からの除外は原則として認められない状況になっております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 集団性ということで、広い面積で農業経営ができなくなる可能性があるというようなことだろうというふうに思いますが、参考にお伺いいたします。尾鈴畑かん事業を実施しているわけでありましたが、対象面積が変わったらどのような問題が派生するのか。土地改良事業を実施したところで、農地転用を認めるケースがありますが、この点についてお伺いいたします。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。畑かんの事業地、受益地が減ったらどうなるかということですが、基本的に原則としてそれだけの受益地があって、そちらのほうに公共投資をするからということなので事業のほうを行っておりますので、

受益地が減るっていうことは基本的にはないということで、やられております。ただし、社会的な情勢でどうしても減ってしまうというようなことは、全然ないわけではございません。

あと、ありました個別に受益地だったら、絶対だめなのかということですが、こちらのほうも既に給水栓の設置等投資が行なわれている土地については、なかなか難しい状況ではあるんですけど、まだそこまで整備がなっていない土地であれば、面積全体が確保されればいいという考え方もひとつありますので、代替地ということで、代わりに、例えば畑かんであれば畑かんの水を使って、優良な農地としてやっていくということであれば、そちらと交換というような形で例外的に除外のほうを、畑かんの受益地からの除外、それから農振の除外というのを認められる場合もございます。

その辺に関しましては、もうあくまでも個別の案件になりますので、全体としてどうかっということは、ここではなかなか申し上げにくいところではありますけど、そのような御相談があったときには、担当課のほうで小まめに対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 個別的には認められるケースがあると、農地転用の可能性があるということで理解してよろしいのでしょうか。県知事が農業振興地域の指定をするものがありますが、農業振興地域の整備に関する法律第6条第2項第4号で、指定をするときは関係市町村に協議をしなければならないとあり、町の考え方が大きく反映されると思いますが、その点について、お伺いいたします。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えをいたします。川南町における農業振興地域は、いわゆる農業振興地域というものなんですけど、こちらのほうは町全体から国有地と都市計画用途地域を除いた地域というのが、いわゆる農業振興地域という地域の指定になっております。農業振興地域の指定は、個別の土地一筆一筆を行うものではなく、先ほど申しましたように、地域として指定するものになっております。前回の平成29年度の全体見直しの際も、県知事が指定を行っております。変更点としましては、これまで農業振興地域外としておりました工業適地、塩付の工業団地ですね、そちらのほうを前回の見直しのときに農業振興地域へと取り込んでおります。この辺も町と県と協議した上でということを進めております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 分かりました。法を順守しなければならないことは当然であります。法の解釈が間違っていないか、時には判例でそういった事例があることがありますので、素人的に感じるわけでありまして、法が正しく執行されているとすれば、問題視している課題について法以外の方策で救う必要があるのではないのでしょうか。耕作をされていない農地を所有権者と協議をし、農業公社等と賃貸契約、もしくは売買契約をして、農地利用を図っていき、その所有者の家族が川南町に住める土地の提供をしていくというような施策は

取れないのか、お伺いたします。先ほど回答にもありましたが、集団化ということで、ずっと農振地域から外れない、農地転用はできない、ずっと荒地のままというような状況を防ぐためにも、そういった農業公社等との賃貸契約で、そこらあたりで農地利用を図っていく方法はないものか、お伺いたします。

○町長（日高 昭彦君） 議員が多分いろんな方から御相談を受けたり、そしてまた御自分のほうでも勉強されたりということで御苦労されていることには、本当に感謝を申し上げたいと思います。町としても、法律の中でなかなか難しい部分はありますが、その中で我々としても様々な移住、それから定住政策を打ち出しているところでございます。具体的に言いますと、持ち家を購入、建築される方を対象に持ち家取得助成、また県外からの移住者支援助成金などでございます。

その中で、農業振興地域内におきましては、集落が形成されている、家が密集している、そういう場合は、農用地に指定はされておられませんので、そのような地域に政策的に組み合わせながら、その地域のコミュニティーを核とした人口誘導を進めたいという考えはあります。そういうふうには今後はやっていくべきだろうと思っております。

また一方で、どうしてもやっぱりそれは転用できない農用地であれば、今言われるスマート農業などの近代的な農業を实践する、優良農地をしっかりと確保する必要があると考えますので、議員も本当に様々な問題を相談受けていることだと思いますけど、土地利用に関しましては、しっかりとメリハリをつけて、人口減少対策にも対応していきたいと、そういうコンパクトシティーなことを目指しておるところでございます。

○議員（米田 正直君） 地域に住む農家、地域に住む町民の方がそういったことが、農地転用できないような場合においては、持ち家取得助成とか、そういったことを町民を広い立場で進めていただくと、大変ありがたいというふうに思います。農業形態も大きく変わってきているように感じます。小さな農家や高齢化した農家は廃業し、大型化していく農家はますます近代化が進み、持続可能な経営が期待できます。そのような中であって、川南町に住みたい人が川南町に住めるような方策を取っていただくことを切に訴えて、この件については終わりたいと思います。

3番目に、漁業権設定について、お伺いたします。この質問をすることによって、漁業関係者の皆様に嫌悪感を抱かせるのではないかと思います。川南の磯を愛する多くの町民の気持ちを代弁させていただき、漁業者と磯愛好町民の共生が快くいくために、あえて質問をさせていただきます。海岸近くにある集落民は、先祖代々にわたって磯の時期になると、磯遊びと称して、カキやミナ等を取っていました。

漁業権設定という形で、川南漁業協同組合の権利の下、磯遊びが剥奪されるという状況になっています。ごく最近まで、漁業権設定看板表示はされていましたが、町民の磯好きの方は、磯の時期になると来られてカキを取っていました。法はありますが、昔からの慣行で黙認をしていただいているものと勝手に解釈をして、取っていました。ところが、昨今、海上

保安庁から検挙される事案が多発しています。取ったカキは海へ戻され、また甚だしいものは、巡視に来ていた漁協の方から老婆が磯でむき身作業をしていたものを、罵声を浴びせ、取り上げられ、海に投入されたということも聞きました。老婆は悪いことをしたという意識はなく、戸惑い、悲しんだということでございます。

法を順守しなければならないことは当然であり、理解いたします。漁業権設定に当たって、町民への説明と意見聴取などは必要なかったのでしょうか。漁業調整委員会による意見が反映されているとのことですが、漁業調整委員会委員に川南の実態を知っておられる方はおられたのでしょうか。漁業権制度は都道府県知事の免許を受けて、権利を取得するものでありますが、町の見解をお伺いいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいま、漁業権についての御質問でございます。この件に関しても、本当に議員がいろいろな方から要望されているんだらうという背景は感じるところでございます。設定に当たっては、宮崎県が海区漁場計画案を策定し、海区漁場調整委員会に諮問することとなっております。この計画案を策定する際に、意見を聞く場が設けられてございますが、その調整委員の中には川南町から1名委員として、川南町のことをよく知っている方が参加しているようでございます。

漁業権については、知事の免許を受けて、特定の漁業を営む権利を取得するものであって、漁業権上の権利を侵害する行為を町が判断することは非常に難しい、できないということでございます。いろんな形があるかと思いますが、我々もできる範囲のことをしつつも、やっぱり法律に沿ってやっていくしかないと考えているところでございます。

○議員（米田 正直君） 伊倉浜や甘漬神社下の浜の海外清掃に当たっては、近隣地区の住民が年に数回行い、自然環境を保持している状況であります。磯は自然潮流に任せ、常に変化をしております。砂に埋まったり、カキが死んでいる場合もあります。そのような状況の下、カキで生計を立てておられる漁業者がどのくらいおられるのか、またどのような磯の管理をされているのか、お伺いをいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） 米田議員の御質問にお答えしたいと思います。カキで生計を立てておられるかまでは分かりかねますが、漁協のほうに聞き取りを行いましたところ、3名程度の方が準組合員としてカキを採取されているようです。あと、磯の管理につきましては、地域住民の皆様が海岸の清掃活動に御尽力をいただいていることには大変感謝しております。また、最近よく言われます世界規模で進むSDGs、17目標の14番目に海の豊かさを守ろうというものがあります。現在では、皆さんが口にふだんから入れられているマグロの漁獲量の制限があるなど、資源の確保が進んでいるところです。そういったこともありまして、海洋ごみによる生態系の影響というのは、地域住民や漁業者のみならず、全ての町民が海岸を守る活動をする必要があると考えております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） アワビやウニ等においては稚貝を放流し、資源を確保されてい

るようですが、カキについてはどうでしょうか。漁業権設定は漁場における権利であるということで、人の畑に植えてあるものを勝手に取るのは窃盗ではないかと言われますが、今まで先祖代々、自由に磯遊びをしていたものが、ある時点から罪人になるという理解しがたい感情が走ります。この件で、住民の集会の場で話題になった中で、一部の人から通浜での魚は買わないという非買運動に入りかねない言葉が出されました。同じ町民で反発し合うことは問題であります。この件について、町長はどのように思われますか、お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 様々な御意見が確かにあると思います。漁業というものは、自然の生態系の中で生まれる水塊の動植物を主として、生産の対象とする採取をする産業であると定義されております。その上で、漁業権を設定し、漁業者の権利を守ることも大事であると考えております。ただ、今回、取締りが強化された背景というのは漁業権設定が原因ではなく、昨年12月に漁業法の改正がありました。これは全国的な話であります。組織的かつ広域的な密漁が横行しておる、そのために罰則及び巡回の強化が行なわれることとなっております。

議員が言われるとおりの、今までずっとそうやって楽しんでこられた方々が、町民同士が反発し合うということは非常に問題であるということですが、やはり法改正自体は全国民が対象であります。不利益を被っている方がいることは認識しつつも、やはり自治体単独ではなかなかその裁量というのは及ばないというのが、現状でございます。我々もいろんなことを耳にしますが、できる範囲で説明していくしかないというところでございます。

○議員（米田 正直君） 今までは、5月のゴールデンウィーク時には多くの町民がカキ採取に来ており、町民の楽しみの一つでありました。このような楽しみを権利設定によって奪われてしまいました。町として、漁業協同組合と協議をしていただき、年に数回の磯時期について、町民へ無料で開放するようなイベントを組んでいただくようなことはできないか、お伺いします。よそでは、わざわざ貝を放流し、潮干狩りと言いますか、貝取りの行事を催すところもあります。せめて磯の開放ぐらいは可能ではないでしょうか、お伺いいたします。

○町長（日高 昭彦君） 本当に、今言われたとおりの、いろんなところで観光目的で貝を放流したり、いろんなイベントを開催されているという例は、十分私も認識をしているところでございます。本町での開催はどうかということでございますが、やはりあくまでも漁業者の権利を守るための漁業権でありますから、それを尊重した上で、漁協の皆様、漁業者の皆様と協議をする場合は、今後とも必要であると、検討していきたいと考えております。

○議員（米田 正直君） 先ほど回答の中に、カキ取りをしている漁業者は準組合3名だということでありまして、少数であります。せめて年に数回ぐらいの磯の開放を、ぜひ町と漁協と相談していただき、開放する日を設けていただくことを切に要望したいというふうに思います。

川南漁業協同組合へ半年に3万円納付すれば採捕は可能だということですが、それはどうということでしょうか。納付することによって、許可証が発行され、その所持した者だけが採

捕できるということですか。誰が許可をするのでしょうか。組合長ということであれば、組合の裁量権があると理解してよろしいのでしょうか。また、家族3人で磯遊びをする場合は、3万掛ける3人の9万円を納付しなければならないのでしょうか、お伺いいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。半年に3万円納付すれば採捕可能ということですが、準組合員という形になるということ、漁協への聞き取りで聞いております。あと、許可証の発行については、組合長が行なっておるということでした。あと、所持した者だけが採捕できるということ、すいません。所持した者だけが採捕できるということですが、やはり許可された者が対象になるということでした。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 半年3万円を納付するという事は、川南漁業協同組合の準組合員になるということでしょうか。そういうふうに理解してよろしいですね、はい、分かりました。

一番望むことは、漁業権の中からカキを外してもらいたいということであります。カキは、今まで私も若い時分から取っていたわけでありますけれども、カキは取っても、取っても、すぐに物すごく増えます。むしろ取らなかつたら、カキの稚貝がつく場なくなるわけです。これはもう無限に、本当に無限にあるというふうに思ってもよろしいかというふうに思っておりますが、要するに漁業権の中からカキを外してもらいたいことであります。川南漁業協同組合の絶大なる御理解をお願いする以外にありません。

漁業権設定に関する件で、数名の弁護士に当たってみました。法律に逆らうことはできません。ただ、こうやって質問させていただいていることは、憲法第16条請願権に何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令または規則の制定、廃止または改正、その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇を受けないとありますように、請願ではありませんが、法に対し不審があれば、質問を許さぬものではない、許されるのではという解釈に立ち、質問をさせていただきました。あくまでも漁業協同組合と対立するためでなく、各職種の町民が共生できる、よりよい方策を考える機会となれば、幸いであります。

以上、三つの質問をさせていただきましたが、調和と協調、住んでよかった川南町と町民が誰もが誇りに思えるような町民気質ができ上ることを期待し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時58分休憩

.....
午前10時08分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、蓑原敏朗君に、発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗君） 若干、気が引けますけど、さきに通告いたしました質問要旨通告書に基づき、質問させていただきます。

まず、2025年問題への対応、準備状況について、お尋ねいたします。2025年問題が取り沙汰され、久しいわけですが、改めて申し上げることではないかと思いますが、第1次ベビーブームと言われる1947年から1949年の間に誕生した、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者の仲間入りすることを指しています。この団塊の世代はいろいろな分野で活躍もされ、日本の経済成長の一翼を担った方々でもありますが、2025年を迎えますと、国民の約4分の1が75歳以上の後期高齢者となることは、予測されているわけです。

団塊の世代が後期高齢者の仲間入りすることにより、いろいろなことが派生すると言われていますが、これは遠い未来のことではなく、数年後に到来する、避けては通れない目前に迫った現実なのです。当然、国においても医療費や社会福祉費増加懸念を中心に、議論、検討されているようです。町としても、様々な影響を考慮され、独自にいろいろな準備対策に迫られ、検討もされていることと思います。対策は多岐にわたることでしょうが、私はどうしても今のうちから対応すべき課題があると思いますが、3点について後ほどお尋ねいたします。

まずその前に、町長にお尋ねいたします。2025年、本町の高齢化率、あるいは後期高齢者の人員や割合はどのくらいになると予想されているのですか。そこから生じるであろう課題は、どのようなことが考えられるのでしょうか。また、それらについて、どのように対応されようとされているのでしょうか。町長は本町において、総合的に2025年問題をどのように捉え、どのように対策を検討されているのでしょうか。まずそのことを伺って、先ほど申し上げました、私が特に抱えている3点の具体的課題について、個別にお尋ねいたします。のちの質問は、質問席でさせていただきます。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問にお答えをいたします。議員が言われるとおり、目の前に2025年は迫っております。数字的には、高齢化率は38.1%になるという推定でございます。現在が35.7%でありますから、これから徐々に増えていくものであるというのは、もう皆さんが御承知のとおりであると思います。ここにきて、本当にまずは社会保障の担い手である労働人口が減っていく。そして、それとは相反するように、社会保障の増大、それが不足されると。医療・介護の整備など、様々な分野で本当に急務となっていくということでございます。

大きな問題ということで、今御質問ございましたけど、やはり社会が抱える、これは川南町だけじゃなく、日本全体の問題でありますので、これは常に足並みをそろえながら、しっかりと見据えて、今後も取り組んでいきたいと考えております。

○町民健康課長（米田 政彦君） 手元に資料がございませんので、ちょっと後ほど答弁させていただきます。

○議員（荻原 敏朗君） 後期高齢者の人員と割合は、あとで教えてください。

それでは、町長も2025年はいろいろ課題も出てくるだろうというふうな御認識であられて、こう万々歳ということではないということではおられるというのは分かりました。それで、私が抱えている三つの課題について、それぞれお尋ねしていきます。

まず、町長もちよっとおっしゃいましたけど、医療・介護の件ですね。医療・介護の体制についてですが、機械や車に例えて、甚だ人間を恐縮ですが、人も年齢を重ねますと、機械や車同様に故障が多くなります。若いころは思いもしなかったことですが、気をつけていても病気やケガが多くなってくるのは、これは個人差はあっても仕方がないことではないんじゃないかと思います。必然的に、お医者さん、病院等にお世話になる機会が増えてくるわけです。

また、介護についても大変心配です。国は、かつては施設介護ということで、たくさん特別養護老人ホーム等をつくろうとしましたけど、今はどちらかというと、住みなれた地域で在宅介護というふうにシフトしていると思います。現実には、介護が必要になって、施設に入ろうとしても、施設が空いてなければ入れないと、そういうのが現状じゃないかと思うわけです。待機者がたくさん、どの施設もいらっしゃるといのは実情ではないかと思います。やはり高齢者にとって、医療と介護はどうしても身近に迫った不安、心配な材料なわけです。

以前、お尋ねしたことがあるんですけど、国立病院の再編の問題です。国立病院の再編は、どうなっているんでしょうか。たびたび聞いていますけど、町民だけでなく、多くの方がお世話になってきた国立病院が再編統合の対象になって、遡上に上がったわけですけど、コロナ感染の影響で、今年は課題検討が延期になっているようです。情報収集とかされているんでしょうか。情報は入っているんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 国立病院機構については、今回のワクチン接種でも非常にお世話になっておりますし、前々から答弁もさせていただきます、我が町にとってはなくてはならない医療機関であるというのは、これまでと変わっておりませんし、県のほうにも連携をしながら、存続については当然進めているところでございますし、先日、請願がありました。それはやっぱりスタッフの内容の充実であろうと思いますし、我々自治体からすれば、存続ということでの要望であるというふうに理解をしております。

今、介護予防で、今議員が言われたとおり、施設が足りないという部分と、もう一つは介護する人が足りない。二つの面があります。国立病院においても、やはり児湯郡全体がそうですが、医師数が全体的に不足している現状でありますので、そういうスタッフの確保も含めて、いろんな形で検討、連携を取りながら、陳情しているところでございます。国の計画については、今のところないというふうに、私は認識をしております。

○議員（荻原 敏朗君） そういうことであれば、少しは安心するわけなんですけど、実は町長、国が当初424の施設を再編統合の対象として発表しました。そしてその後、数でしか私たちには情報が入っていないんですけど、七つほど、その424から外れて、さらに追加

があって、現在440という施設が再編統合の対象になっているそうです。これは新聞報道ですけど。そして、内容については、国はもう公表しないと。非公表の理由は、前回、各自治体、県や市町村から非常に反発があって、進める以上で困るから、今後は公表しないということ国は言っております。ただ、都道府県へは通知する場合があるというふうなことから。ただ、市町村等には、直にはもう来ないんだろうと思います。ぜひ、県と担当あたりと頻繁に情報交換をしていただきたいと思います。

不必要な医療費削減は当然なことで、これは私たち国民も努力して、協力するべきでしょうが、必要な場合は診療を受けざるを得ないし、むしろ、早期発見、早期治療のほうが医療費を防ぐと言われておりますよね。やはりそのためには、近くに医療診療施設がないと、早期発見、早期治療ということにならないと思うわけなんですけど、町長、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） まさに議員が言われるとおり、まずは早期発見、早期治療、それともう一つは、今は予防のほうにより努めるということでやっております。先ほども言いましたけど、児湯地域がもともと医師不足であったということも含めて、全国的に介護する側、スタッフ側が足りないということが想定されますので、やっぱりそれぞれ住みなれた地域で暮らせるような政策は、県とともにしっかりとこれからも考えていきたいと考えております。

○議員（養原 敏朗君） 介護については、またあとからもうちちょっとお聞きしますが、医療のほうに焦点をちょっと絞りたいと思うんですけど、国は2025年問題の中で、ベッド数の削減を挙げております。ベッド数を今より減らすんですよと。そういうことが、244の再編統合ということにつながっていくんでしょうから、絶えず国の行動には、町長、目配り、気配りをしておいていただきたいと思います。

都会に比べて今でも医療体制は、田舎のほうの方が貧弱だと思うわけです。これ以上、格差が生じないように、万が一、この川南の国立病院が充実することはあっても、消えたりすると、これは川南町の地域後退というんですか——に、また一層拍車が生じると思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 確かに、そのとおりであります。地域後退ということで、地域の中の医療という部分が占める割合というのは、特に田舎に行けば行くほど非常に大きな割合を占めておりますので、その点は議員がおっしゃるとおりだと思います。

○議員（養原 敏朗君） 残念ですけど、私どもも気をつけて、いろんな新聞なり、情報等を収集しておきますけど、より町長のほうがアンテナが高くて、いろんな情報が入るでしょうから、ぜひよろしく願います。またこれは、質問の中に挙げておりませんでしたけど、西都の救急病院についても、川南町では特に脳外科関係の施設関係で、いろいろお世話になった事例も、私も知っております。これがすったもんだ、ずっと続くようでは、川南町にも影響があると思うんですけど、町長、理事会なんかでも参加されることはあるんじゃないかと思うんですけど、ぜひ機会を捉えて、積極的にいい方向にいくように、御発言くださ

るとありがたいんですけど、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 西都の件に関しては、いろんな各方面で報道されておりますし、様々なお話を議員も聞かれているかと思えます。我々も、西都がやっている昼間の業務については、なかなかそこは我々が口を出せるところではございませんが、救急医療については児湯郡で負担金を出しておりますので、その点については町村会の児湯郡の会長は私でございますので、代表して何度かお話しもさせていただきましたし、申入れもさせていただいているところでございます。

○議員（荻原 敏朗君） ぜひいい方向に展開するように、御努力お願いしておきます。

次に、介護についてです。介護体制、もちろんいろいろ職員、関係者、一生懸命やられているのは、端々耳にしたりすることはあります。ただ、先ほど言いましたように、2025年等に向かって、町長、現段階の御認識で結構ですけど、不安とかは別にございませんか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども申しましたけど、介護というのは本当に身近な問題であります。私の周りにおいても、それはもう出てくる問題でございますので、まずは介護される側の問題が提起されますし、それは介護予防のほうに力を入れるというべきだと思いますが、もう一つ大きなのは、介護する方の数が足りないということもございます。そういう点も踏まえて、担当課必要であれば、答弁をさせます。

○福祉課長（三角 博志君） 2025年問題ということでの不安ということについての御質問でございました。私ども、この介護保険事業を進めていく上で、2025年はもちろんですが、それからさらに状況としましては、高齢化率も進みまして、2040年、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるという2040年を見据えますと、さらに高齢化率は40.1%になるというようなことでございます。人口が減っていくという面も、あそこの高齢化率には影響しておりますが、要はその支える人たちも大きく減っていくということでございます。

その中で、介護認定者数もやはり増加をしていきまして、私どもの事業計画におきます推計によりますと、介護認定者数が現在765名ほどおるんですが、それが2025年には848人に、それから2040年には968人ほどに増加するのではないかとこのふうに見込んでおります。これらを考慮した場合には、当然介護給付費が増加していくと思えますし、介護保険料のほうも上がっていくということを見込んでおります。それをできるだけ防ぐために、これからその介護の体制を十分取っていくことはもちろんですが、介護予防、これらに力を入れて進めていく必要があるというふうに認識しているところです。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） ぜひお願いします。今から質問しようと思うことを、実はもうちょっとおっしゃいましたけど、3点ほど、介護関係で質問させていただきます。まず1番は、介護対象にならないようにするのがベストだと思うんです。そのために現在も100歳体操とかやられていますけど、さらにこの未然に防ぐという運動を、さらに強く広く進めたいと思います。次に、相談体制の充実ですよね。困られた方が来られるわけですから、今度

総合福祉センターもできることであり、たらい回しとかは少なくなるでしょうけど、親身になってという言い方はあれですが、今でもやられているんだろうと思いますけど、ぜひ丁寧に、迅速に対応できるように、今から体制整備をお願いしておきたいと思います。

そして最後が、町長、サポートする側もちょっと不足するんですよということですけど、私も鈴南の監事をしておりまして、よく聞いております。人集めに大変苦勞しておるのを聞いております。サポート体制も非常に重要ですので、町でも資格取得者の奨励とか、いろんな意味でサポートできるように、介護体制も今は仮に転がったといたしましても、ぜひ、車で言えばギアをアップして、さらに加速させるような対策を今から進めていただきたいと思います。何かございましたら。

○福祉課長（三角 博志君） 介護体制について、それから相談体制の一元化、それから予防の重要性なことでもございました。まず現在の介護体制につきまして申し上げますと、現在の介護体制は居宅サービス及び地域密着型のサービス、それから施設サービス、それらに加えて、介護予防サービス及び地域密着型の介護予防サービスを提供するというところで、体制を整えております。それぞれのサービスにつきましては、相談窓口となります介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーと言われる方々ですが、それらによりまして立てられます計画に基づいて、サービスを実施しております。

これらのサービスと合わせまして、いわゆる通所介護サービス、デイサービスですね、そうしたものと、通所リハビリテーションなどなどを組み合わせて、要介護の進行を遅らせるというようなことで、対処させていただいております。その介護の体制ですが、今現在のところ、施設サービス、それから居宅サービス、これについては何とか確保できております。しかしながら、在宅介護の負担を軽減するために、在宅で介護している方々に対するものとして短期入所サービスなどをやっていますが、これらは少し不足をしておりますし、各事業所におきます有資格者ですね、人材不足の問題、これも発生しております。

したがって、現在では、令和3年度から介護人材の確保事業としまして、初任者研修の受講者への研修費助成等を始めて、体制を整えております。令和4年度以降につきましても、介護福祉実務者の研修であったり、介護支援専門員、それから新任介護支援専門員の研修等に対して助成をしていくということを予定しております。

介護の予防につきまして、力を入れていかなければいけないというふうに申し上げましたが、現在は百歳体操、元気アップ事業、地域ふれあいサービス、食生活改善事業、認知症カフェ、訪問給食サービス、こうしたものを行っております。こうした活動は、介護予防のみならず、見守りや要支援者や要介護者の早期発見にもつながっているというふうに思っております。

それから、直接私どもが実施しているというわけでもございませんが、例えば長寿会活動であったり、シルバー人材センターの活動ですね、それからいろいろグラウンドゴルフとか、スポーツや文化活動、25種類ほどの大人の方々の趣味活動とか、ボランティア活動とかやっ

ていただいております。そうしたものも予防には大きく寄与しているというふうに思っております。

それから相談体制につきましてですが、できるだけその相談体制は一元化したいなど、窓口一本化したいなどは思っておるんですが、実際はなかなか非常に中身も細かいということもございまして、福祉課とか包括支援センターですね、それから居宅介護事業所、こうしたところでそれぞれが受けて、それぞれ横の連携を取って、対応できるようにしているところではあります。

具体的にちょっと申し上げますと、福祉課のほうでは資格とか保険料や減免制度ですね、それから制度自体の説明等を行っております、サービス利用とか、それからケースワークにつながるものにつきましては、包括支援センターへ。あるいは居宅介護事業所でそれらの相談を受けているというようなどころでございまして。これらは総合福祉センターができますと、さらに近くなりまして連携がより取りやすくなっていくのではないかとこのように思っているところであります。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 総合福祉センターもせっかくできるのですから、これを契機にさらなる介護体制の充実をお願いしておきます。私事で恐縮ですが、私も男の子が3人、子供がいるんですけど、みんな県外にいて、家内も高齢者ですし、老々ですね。その先は独居老人になるんでしょうけど、ぜひよろしく申し上げます。

次に、2点目です。高齢になると、どうしても体の動きは悪くなり、能力が落ちてまいります。住みなれた地域での生活のためには、住宅付近の生活可能な環境が求められます。今までは自分たちでできたことが、できなくなることもあるわけですけど、例えば、僕の住んでいる地域、道路草が生えますけど、以前、分館があるときは、分館行事として年に何回か草刈りとか環境整備をやっていたわけですけど、今はもうそういったことは全くなくて、ある時期は伸び放題になります。

そこで大変助かっているのですが、役場のほうで大きなトラクターの大きなようなのに機械の先に草刈り機の大きなのがついたのが来てくれます。非常に助かっているわけです。これを、ただ時期的には需要も多いんでしょうけど、時期的には、うわ、伸びたな一と思うときもあります。これ今何台あるのか知りませんが、倍ぐらいに増やして、頻繁にやって準備しておく必要があるんじゃないかなと思います。

これに絡めて、議会の当初日に道路に穴が開いた、瑕疵があって、和解したような話の報告がありましたけど、道路の点検とかを今まで以上にこうやって、お年寄りになってくると必要になってくるんじゃないかなという気がするんです。例えば、交通安全施設でも、鏡でもたまたま動いたりしているところもありますから、その点も含めて建設課辺りの御見解をお伺いしたいと思うんですけど。

○建設課長（大山 幸男君） ただいまの蓑原議員の御質問にお答えをいたします。道路

愛護の作業の草刈りにつきましては、高齢化が進みまして、参加人数の減少により作業の継続が困難になってきているという話しを、私も耳にしております。町道の草刈り等につきましては、幹線町道を川南土木業協会等に委託し、その他の町道につきましては会計年度任用職員3名で今現在対応しております。現在、トラクターが1台で作業しているんですけども、これがちょっと購入から26年ほどが経過しておりまして、故障も多くなって、今更新の検討をしているところでございます。

更新をすることによって、作業能率のアップも期待ができるのではないかというふうには思っているところでございます。更新ができた場合、その状況を見ながら、それからまた増大が必要なのか、作業員の増員が必要なのか、土木業協会等に維持委託をするのかを検討していきたいと思っております。

以上です。

道路の点検等も、作業員を増員していくべきなのか、維持管理委託で対応するのか、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） 経費出て、増えることばかり言って、大変申し訳ないんですが、本当に課長もちょっとおっしゃいましたけど、高齢化により自分たちで不可能なような状況にもなりつつありますもんですから、今機械をどうするか考えているということですけど、更新だけでなく、ぜひあと1台ぐらい増設というんですか、増機というんですか、も御検討ください。

次に、テレビニュース等でもよく出ますけど、お年寄りになると交通事故が、ちょっと最近では悲惨な、どっかに突っ込んだりとか出て、よく報道されております。それに伴いまして、免許返納の動きもあるのかなと思うんですけど、川南辺りでは車がないとなかなか生活は、現実には厳しいんですよね。もし免許返納しても、生活必需品の確保に困らないようなことも、町として検討する必要があるものなのではないでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 本当に高齢化する社会、現実的にもうそうなっているわけですが、今、免許だけの話もされましたけど、本当にいろんな面で問題を想定して、早めに手を打つというのは当然大事なことであると思います。また、質問があって、必要があればその時々担当課に答弁させます。

○議員（荻原 敏朗君） 私も議員という立場上、町内を時々回ったり、いろいろするんですけど、これは一事業者が商業行為としてやられているんでしょうけど、よくとくし丸というのを見るんです。だから、今は一つの業者がやっていらっしゃるんでしょうけど、もしそれで足りなくなれば、行政としても商工会辺りと連絡というんですか、制度補助等をして準備しておく必要はないものなんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 本当に、御指摘のとおりでございます。現在、100人ほどの方がとくし丸にお世話になっておりますが、町のほうも先日協定を調印いたしまして、とくし丸

側からすれば、商品の販売というビジネスであります。値段的にはプラス10円という形ですが、それをもって見守りもやっていただくということで、一緒にいろんな形で取り組んでいこうとしております。

○議員（荻原 敏朗君） いろんな場面を想定して、準備をぜひ進めていただきたいと思えます。前の総理大臣は自助・共助・公助っておっしゃいましたが、自助、もちろんできることはやらなくちゃいけないと思えます。でも、公助の側面が、これからどんどん、このまま高齢化をしていけば必要になってくるのではないかという気がいたします。

次に、3点目は労働力の問題です。年を重ねていきますと、第一線でまだ活躍されている人も少なからずいらっしゃるのかもしれませんが、多くはどうしても稼働力が低下したり、不可能になって、労働ができなくなるわけです。本町の基幹産業や町の基本計画によると第2次産業では人がおりませんという指摘がありますけど、第1次産業、第2次産業のみならず、商工業でも人的パワーに頼るところは多分あるんですね。大変、不安です。

以前、町長に町の人口減少をちょっと御質問させていただいたとき、人口減少もだけど、いわゆる労働力人口の減少が心配なんだというようなことでしたけど、町長、その労働力人口の減少には、どんなことをされているんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 働く人が減るということは、我々これから高齢化するわけですが、そういう方を支えていただくという部分と、産業自体を支えていただく部分、両方あるかと思えますが、例えば農業においては現にスマート農業の推進によって、労働時間の短縮であるとか労働力の軽減、それから農業者が高齢化するということで、重量野菜から品目を転換すること、商工業においては事業継承についていろんな事業を活用しながら、その費用の一部を補助する、サポートするということで今展開をしているところでございます。ちなみに、漁業においては、国の補助金が出るわけですが、今回3名の方が新しく就業されたようでございます。また、必要なことは担当課にその都度答弁させます。

○議員（荻原 敏朗君） 漁業で3名とおっしゃいましたが、日本の方ですか。日本人の方が、はい。町長も今御答弁なさったように、働く人が、産業を支える人がいなくなったら困るわけです。それで現実には、川南町内にも、驚くほどちゅうたら、ちょっと言い方おかしいですけど、外国人の方を、特に女性の方ですね、いっぱい入ってきていらっしゃいます。名前は外国人技能実習生ということなんでしょうけど、現実には労働者的な側面のほうが強いんじゃないかと思うんです。

必要であれば、外国人も入ってきて、お手伝いしていただかなくちゃ仕方がないと思うんですけど、第一義は、一番はこれ理想です、難しいことですけど。日本人、川南町の人口が減らずに労働力人口があることが一番いいんでしょうけど、現実にはなかなか無理で、外国人の方にもお手伝いしているわけですけど。そのためのプラットフォーム、基盤整備ですね、どうなんでしょうか。私が言うんじゃないんですよ。この長期総合計画の基本構想にも、外国人労働者への支援を行いますと、町民との交流とか、いろいろやりますと書いてあるんで

す。これ前期基本計画です。何か具体的なことをやられているのでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 労働者の減少ということで、全ての産業において、議員が言われるとおり、外国人の方にも手伝いしていただいているのが現状でございます。特に製造業の会社が多いんですが、農業、漁業についてもあるかと思えます。そのために、その対策の一つとして、そういう社会の中で地域の方と地元の方と交流していただくということで、現在、地域おこし協力隊2名の方に外国語を話せる方、そういう担当をしていただいて、いろんな交流の企画をしていただいているところでございます。

今後、想定されることは、交流をしながら、やっぱり外国人の方には困っていることがいろいろあるかと思えますので、そういう相談にも乗って、受入れ態勢が取れるといいなというふうに考えております。

○議員（養原 敏朗君） 語学教育っていうんですか、語学を話せる方を相談相手に何かやっていらっしゃるということで、それは好ましいことだろうと思うんですけど、同僚議員が9月に、住宅の整備と36協定について質問いたしましたけど、何かその後進展はございましたでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 9月の議会に質問いただきまして、町営住宅、目的外使用ということで、国のほうは門戸の枠を広げていただいているのは事実でございます。その要件がございまして、現在はそれに向かっていろんな検討をして、調整をしているところでございます。

○議員（養原 敏朗君） 検討中ということですけど、もし可能であれば、迅速にお願いいたします。彼らは、日本に来る方たちは自分たちのネットワークを持っていらっしゃるみたいで、評判が悪くなると、そこには行かないというような現象も起こっているようです。国間の競争もあるようで、私が東南アジアによく行かれる人から聞いたら、一番人気は台湾、2番が韓国、3番が日本なんだよということを、事実かどうか分かりません。そういうふうにお聞きしました。彼らと直接話したときも、自分たちは携帯でネットワークがあって、あんたげは悪いねと、川南弁では言わんでしょうけど、そんな話をするようなことを言っていました。

外国人が今年コロナ等で来られなくて、新聞で、ニュースで見ましたけど、県内でも農業や漁業で事業縮小せざるを得なかったっていうところもあるくらい、外国人労働者頼みになっている部分もありますので、ぜひ下支え、支える意味でも川南町でも対策をぜひ、働きやすい対策をお願いします。

次に、農業についてですけど、今年は米価が大変低かったわけですけど、農林水産省も来年度予算では水田リノベーションという形で出しているようですけど、言葉を替えれば転作ですね。去年ですか、聞いたときは今まで同様に米作中心でいくんですよというお答えでしたけど、今もそのお考えでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問でございますが、農業についてはいろんな分野

がありますし、もし私が米作中心でと言ったのであれば、それは私の言い間違いだと、今さらながら訂正させていただきますが、米作は当然中心に置きますが、全てのいろんな品目の検討の中で農業という産業を位置づけていきたいと考えております。

○議員(蓑原 敏朗君) 農林省もリノベーション計画の中では、ほかの作物への転換等も図るように言っているみたいですから、ぜひ研究してください。

それと、町長、先ほど高齢化のところでおっしゃいましたけど、低コスト化ですね、これは当然考えていけなくちゃいけないんだろうと思います。農業形態についても、町長がおっしゃったんですかね、みどり戦略、有機農法、農薬を使わない農業を進めるようにという国の指針、2050年までに農地の25%はそれにするんですよというようなことを発表していますが、農業もこの労働力人口に対応した作物の選定なんかもしていけなくちゃいけないんじゃないかと思うんです。ぜひ、お願いします。

個人的趣向でまずいんですけど、私はアスパラとか、これ全く私の個人的な考えですけど、今、北海道辺りは春から夏にかけて広大に出るんですけど、冬だったらこっちでもできるんじゃないかなと思って、現に1軒だけでしたけど、ハウスでやっていらっしゃるところを偶然見たもんですから。アスパラをやりなさいということではなくて、いろんな作物の研究をぜひお願いしたいと思います。いかがですか。

○産業推進課長(河野 賢二君) 蓑原議員の御質問にお答えしたいと思います。いろんな作物を検討してはどうかという御質問でしたが、今後、これまで話にありましたように、経営者が高齢化したりするということで、重量野菜とか価格が安かったりすることは非常に問題になっておりますので、その点について新たな品目を探すというのはなかなか難しいんですが、JA等を含めた関係団体と協議しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員(蓑原 敏朗君) この問題、まだまだ実はお聞きしたいんですけど、コロナのことともしていますので、一応これは終わります。

ちょっとコロナのことをお尋ねいたします。もうコロナも、やっどデルタ株というのを覚えてばかりでしたけど、今度はオミクロンとかいう、あまり聞いたこともないのも出て、また心配が増えつつあるんですけど、しばらくはこのコロナのことはウィズコロナの考えでいなくちゃいけないと思うんです。だからもっと、私なんかは喉元過ぎるとすぐ忘れるほうのタイプなんですけど、常に耳うるさがられても、情報発信っていうんですか、広報をずっと続けてほしいんですけど、いかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) コロナについては、本当に宮崎県は四十数日感染者がいなかったということで、私個人も含めて、多少なりとも安堵感があったのは事実であります。先日から綾町のほうで出たということを含めて、また世界的には海外からの方々が入国できなかったなど、本当に専門家の間で行われている第6波というのは确实だそうですが、我々もやっぱり平時のときからいろんなことを想定しながら、今はやっているところでございますの

で、長くなりましたけど、必要な情報は必要なタイミングで必ず住民の方に届くようには心がけているところでございます。

○議員（荻原 敏朗君） いつでも動けるような体制で、今おって、緊張感を持ってやっていただきたいと思います。そして、ぜひ記録を残しておっていただいて、こんな感染症だけではなくて、例えばほかの事業等についてもすぐできるように記録が生きてくるでしょうから、ぜひ記録を克明に残しておっていただきたいと思います。米田課長もずっと役場におられるわけじゃないでしょうから。

それと、最近テレビでオミクロン株が出たので、昨日の岸田総理もですけど、国会のテレビを見ていましたら、なるべく早く2回目と3回目の間隔を短くして接種させますとかおっしゃっていましたが、現実の対応はどのようになるんでしょうか。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。ファイザー社製の新型コロナワクチンについては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の3第1項の規定による特例承認に該当することが見込まれるとして、承認申請がなされました。それによって独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査の結果、2回目の接種から少なくとも6か月経過した後に3回目を接種できるとし、対象年齢は18歳以上とすることが適切と考えるとの報告がなされております。

ですが、諸外国の状況やワクチンの効果の持続期間、早く打ったことによって、今度は免疫機能が低下していったって、流行が見込まれる時期に免疫力が低下しているというような状況になってはいけませんので、そういうような持続期間の治験を踏まえて、現在ではまだ国は2回目の接種完了から原則8か月以上と、後ということの方針はまだ変えておりません。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） 国の指示もあるでしょうから、それに従って適切に御行動ください。

今回は病気とかだけではなくて、いろんな産業、町筋もですけど、いろんな影響があったわけですけど、これは天の配剤ちゅうんですか、災害ですよ。だから1日も早く、人よりも早く、一歩でも回復、元気を出すことによって、フロントランナー、先を走れるような体制をつくっていただきたいと思います。商店街等にも、先ほどのとくし丸じゃないですけど、生活に補助を出すんじゃないかって、構造改革っていうんですか、体制に補助を出すというような仕組みでやられたら、考えられたらいいんじゃないかと思います。

希望や可能性があれば、私たちいつきは苦しくても、しばらく期間が決まっておれば我慢できると思うんです。また、耐えて力を出せると思うんですけど、現状に満足していらっしゃる方は別ですけど、町民の方にいつまでにこういうことをすれば、こうなるんですよと、私がいつも言うK P I、K G Iのことなんですけど——を、ぜひ町民に光を見せていただきたいと思います。御意見があれば伺って、質問を終わります。

○町長（日高 昭彦君） 議員が最後に言われたとおり、やっぱり町民に光を与えるとい

うのは我々の仕事で、当然、最大の仕事であると思っております。現状、今は一定の基礎免疫を持った状態だというふうに理解もしておりますが、これまでの経験を無駄にすることなく、しっかりと次につなげるためには、先ほど言われた記録をすること、それからしっかりとした体制を平時のときに有事に備えて、準備するということが大切だというふうに考えおります。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時04分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告に従い、質問いたします。

目覚ましく発展する文明社会の中、産業は多様化し、就労業種の選択肢の増加に反比例し、少子高齢化のあおりを受け、生産年齢層は減少し、本町の主要産業である農林水産業等の生産現場や医療福祉の看護介護分野の職場での、いわゆる3K職種の担い手不足は深刻な問題となっていることは、町長も周知されているところでありますが、その解消即戦力と期待されたのが外国人労働者の技能実習生制度の活用でありましたが、その問題に関連し4点ほど伺います。

まず1点目についてであります。事業者等各方面で能力が高く即戦力として活躍の場を広げるよう、以前から技能実習生の制度を見直し要求の声が上がっているが、国の制度であり町単独でどうこうできるものではないと思いますが、町でできる範囲の取組みを伺いたい。

2点目、外国人の就労拡大に向けて2019年に創設された特定技能について、出入国在留管理庁によると、今年3月末の在留者は全国2万2,567人で、前年度同期3,987人から6割近く増加、本県も9人から133人に伸びていますが、残念なことに手続きが煩雑なのか、漁船員が特定技能に移行した船員はゼロで、コロナ禍で本町マグロ漁業の船員不足は危惧されるところであります。その対応策を伺いたい。

3点目、本町においては住民基本台帳に記載されている外国人技能実習生については、コロナウイルスワクチンは公平公正に接種されているのか、また今後3回目接種や証明書発行等が予測されるが、日本人と差別なく対応することができるのかを伺いたい。

4点目、外国人労働者との共生社会なくして、本町における、いわゆる3K職種の担い手不足は解消できないと思っております。その取組みについて伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの児玉議員の4点の質問について、答弁をさせていただきます。

まず1点目でございます。外国人技能実習制度の見直し、またその必要性ということでご

ございますが、御承知のとおり、外国人労働者の雇用制度としては、1つは技能実習制度、もう一つが特定技能制度というのがございます。技能実習制度というのはあくまでも実習ということでございますので、帰られた後に自国でその技術を広めていただくという国際貢献という制度でございます。

2つ目の特定技能制度というのは、平成31年4月に新設されたところでありまして、正直にこれは企業の人手不足を補うものであるということでございます。この場合は受入れ団体が登録支援機関という認定を受ける必要がございます。議員が漁業関係でございますので、漁業関係でいうと県内では南郷、外浦、日南市、北浦、島浦、日向市など、6つの漁業協同組合が受入れを行っております。しかしこれは、この漁協がもともと技能実習制度を利用しておりましたので、その変更が、分かりやすく言えばハードルが高く行えたということでございます。ほかの団体でこれからしようという方には、非常にハードルの高い部分がございますので、しっかりとそれは宮崎県としての悩みでありますので、県また関係団体漁連等と連携しながら、いろんな情報を共有させていただきたいと思っております。

2つ目が、マグロ船についての船員不足ということでございますが、本町においてはマグロ船は技能実習制度の利用ではなく、マルシップという別な制度を利用しているところでございます。御承知かとは思いますが、マルシップ制度というのは、外国人労働者の国内移住ではございませんので、船を貸す、その中に船員が乗っていたと、簡単にいうとそういう制度でございます。なかなかこれも、小さな規模の漁協でいろいろ検討することは非常に大きなハードルがございますので、ここもしっかり県、国、団体等と連携をしながら、町としてマグロ船の雇用のために少しでもなれることはということで、情報を共有させていただいているところでございます。

3つ目のコロナウイルスワクチン接種についてでございますが、いろんなところで質問はさせていただいているかと思いますが、外国人の方であろうとなかろうと、それには平等に公平に接種を実施させていただいております。今後もいろいろな証明についても、国籍にかかわらず、しっかりと対応をしていきたいと心がけているところでございます。

4つ目の外国人労働者の人権侵害と共生の取組みについて。いろんな形での外国人の方がいらっしゃる、形というのは形態という意味でございますが、様々な国内で問題が起きているのはよく耳にしているところでございますが、本町においてしっかりと国際交流が進み、地元の方々と共生する社会が確立できるよう、我々としても許せる制度の範囲で、いろんな形で外国人の方と共生していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） この技能実習制度は原則企業移動の自由がないなど、労働者としての権利が制限され、極端な従属関係が生まれやすく、過酷な労働環境や低賃金での残業などで人権侵害されるケースも多いと、制度の闇を指摘する声も上がっていますが、国の制度であり、町独自の制度変更は不可能であります。改善指導は可能であると思っております。

で、法の範囲内において町独自のそうした対応策が本町の3K職種の安定的な担い手確保となると思いますが、そうした地道な取組みも必要ではないのか、町長の見解を伺います。

○町長（日高 昭彦君） 議員が御指摘のとおり、難しく考えると国の制度でありますので、我々の手に負えるものではないという面もございますが、やはりそこは人として外国人であろうと日本の方であろうと、その人々がしっかりと安心して生活できるように、我々もまずは情報を共有すること、それから自分たちでできることをしっかりと声を出して、県に国に伝えていくことは非常に大切なことであると思っております。具体的にどんな制度を作るかということについては、まだまだこれからの問題かとは思いますが、議員にいろいろ御指導いただきながら、本当に漁業の方がしっかりとそうやって暮らせるような政策を目指していきたいと考えております。

○議員（児玉 助壽君） 1点、今のなんです、先の9月議会で同僚議員の外国人労働者の受入れの職場環境、受入れ先の職場環境、生活環境との実態調査の把握は必要であり、町の将来的な生産年齢雇用労働対策は施策の指針になるとして、実態調査を行う考えはないかとの問いに対し、町長は把握すべきと答弁していましたが、把握したものについては、把握して終わりにせず、把握すると同時に全体的に精査し、しかるべき判断を行い、不備な点については対案を提示、改善促進するなど法の範囲内で指導を行い、外国人労働者が本町に好意を持ち、働く場所を選んでくれるように官民一体となって取り組むことが、本町の3K職種の労働力、担い手不足の解消になると思っておりますが、町長の所見を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） まさしく議員のおっしゃるとおりでございます。実態把握につきましては、雇用主のほうに連絡をとり、いろんな形でそれぞれの分野で担当者が情報を確認しているところでございます。外国人の方々に対して、本当に言葉が通じないとか、いろんな小さなことから賃金体制、やっぱり生活部分とかいうことは当然これからもやっていくべきであると思っておりますので、我々としては現状をしっかりと把握して、おかしいところがあれば今言われたとおりしっかりと精査して、ちゃんと言葉に出して進めていきたいと考えております。

○議員（児玉 助壽君） そういう指導、改善等をしていただくことをお願いしておきます。

この2項目についてであります、外国人の就労拡大に向け、本県選出の古川禎久法相は11月19日の記者会見で、14分野で認めている外国人労働者の在留資格、特定技能のうち、在留期間の更新に上限がない2号資格の対象分野を拡大する方向で変更を進めていると明らかにしました。

熟練した技能を持つ人を対象とした2号は現在、建設と造船、船用工業の2分野に限られているが、外食産業や農業といった1号の対象となっている11分野も追加される見通しであり、特定技能は2019年4月労働力不足に対応できる即戦力の外国人受け入れのために導入され、1号の在留期間は最長5年で配偶者や子供の帯同は原則認められませんが、一方2号は

個々の状況に応じ、一定期間ごとに更新でき、家族を連れて来られ、在留10年など複数の要件を満たすと認められた場合は永住許可が得られる可能性もあることから、家内経営的な本町の後継者不足の小型マグロ延縄漁船の慢性的な船員不足の担い手不足解消にとっては、期待大であります。現行のマルシップ制度からの特定技能制度への移行が課題になっております。幸いにも、本県選出の古川法相は担当所管であることから、県知事をはじめ県議会、県市町村議会等関係団体が一丸となり、スムーズに移行できるよう、陳情要請等対策を講じていくべきではないのか、町長の所見を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 議員が言われるとおり、古川大臣が誕生されまして、制度面ではより生活しやすい、それは日本人にとっても外国人にとってもという意味で、いろんな制度の緩和が検討されているというふうには聞いております。現在、知事ほか関係者等と古川大臣のところはまだ陳情には行っておりませんが、できることは望むところは、やはり地元の人々、私からすれば川南町で働く人々がいかに今後暮らしやすい生活が実現できるかという点は、常に心がけながら、議員が言われるとおりしっかりと情報を得て、大臣等含めて陳情等はしっかりとやっていきたいと考えております。現状としては、まだ東京には行っておりません。

○議員（児玉 助壽君） 福岡出入国在留管理局は、コロナ禍の入国制限で技能実習生から特定技能への移行が大幅に増えたとその背景を説明していますが、残念なことに手続きが煩雑なのか、漁船員は0人となっており、コロナ禍で本町の県内マグロ漁業の船員不足が危惧されますが、しかるべき対応が必要と思っております。これについて、そういう対応を今後とるようなことを先ほど伺いましたが、3点目についてですが、この外国人のコロナウイルスワクチン接種問題については、我が国政府がワクチン入荷間もない国民がワクチン接種予約受付で混乱する中、技能実習生を供給する発展途上国に入荷ワクチンを無償提供（キンマン）外交を実行しましたが、その一方本県の河野県政は、延岡市島浦で全島民がワクチン接種を完了する中、住民基本台帳に記載がないことを理由に、これまで慣例的な特別許可、いわゆるマルシップ制度です。入国滞在就労させ、低賃金でこき使ってきた外国人労働者60名のワクチン接種の拒否をした経緯もあり、本町においても現行制度で入国就労しているマグロ船の外国人漁船員が、ワクチン未接種のまま本町に滞在し乗船している状態になっておりますが、現在、オミクロン株の発生が確認されていることから、彼らが未接種が原因でこれらに感染した場合、国際的な人権侵害が問われ、いわゆる3K職種の外国人労働者の供給先の発展途上国との外交問題に発展し、労働者需要に影響を及ぼすことが危惧されますが、現行マルシップ制度で入国、本町滞在の外国人漁船員のワクチン接種について、町長裁量で接種し、接種証明書提示における入場拒否等の問題等、差別人権侵害問題に風穴を開け、世論にアピールし、我が国ひいては本町の3K職種の外国人労働者の確保、担い手不足の解消に一躍担っていくべきと思っておりますが、その気の有無を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 外国人で、例えば川南でいうと町内に移住していない方、住民

票がない方については、確かに様々な問題があったのは事実でございますが、この件に関しては後ほど担当に答弁させますが、国と方針としては少しずつ柔軟になり、自治体のほうがそういう条件をそろえるのであればやってもいいよというふうにはなりつつあるところがございます。詳しいことは、担当課長が調べておりますので答弁させます。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただ今の御質問にお答えします。

マルシップ制度による漁業就労者というのは全国で5,000人ほどいると言われており、県内でも相当数いらっしゃると思います。

まず、本町としてできるかできないのかというところもあるんですが、市町村で足並みがそろわないとなかなか難しいものもあるんじゃないかということで、県に確認をしております。だから県としては市町村判断ということで言われており、全国でこれをやられているのが、沖縄県が部分的にやっているということでございました。

先ほど、町長の答弁にもございましたが、本人を確認できるようなものであったり、住所、生年月日、そのようなものがないとなかなかワクチンが打てない。また、ワクチンを打った際の救済措置であるとか医療機関に係る場合の問題、その辺りを順次クリアして、最終的には接種できるようになるというふうを考えておりますので、我々としては接種できる方向で調整していき、またその漁業関係者と調整をしていきたいと考えております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） いろいろ言い訳はあると思いますが、まず本町が今、実際に起きている、この非人道的な人権侵害に風穴を開けるために、本町は町長裁量でワクチン接種して世論にアピールすることが一番大事だと思うわけです。そうすることで、もうこれから先は今までどおりの従属的な関係じゃねえしてですね、今の技能実習制度は従属的、いわゆる奴隷制度みたいなものです。そういう制度をいつまでも続けておったら、これから先はその外国人労働者が働く国を選ぶ時代になっていくわけですから、その中でやっぱりそういうアピールをしていくことは、本町の労働不足の解消になるわけです。選んでくれます。そういう気があるかの有無を伺うつもりであったのでありますが、担当課長の答弁では重みはないです。町長自らそういう答弁をしていただきたいと思っておるわけですが。

○町長（日高 昭彦君） ありがとうございます。今、議員が言われるとおおり、本当に命にかかわることですから、これは率先してやるとかPRするとかいう前に、やっぱり大事なことはしっかり我々も見据えて、当然やるつもりで、先ほど担当課長が言いましたけど、やるつもりで全てのことに取り組んでいるところでございます。

今、日本が抱える問題は、議員も少し言われましたけど、今までは外国人が来て当たり前の世界でありましたけど、これからだんだん日本が選ばれない国になることが今、想定されております。つまり日本より条件のいい国がどんどん出てきましたので、やっぱり国と一緒にあって、そこは改善すべき点はしっかり改善するべきだという声を出して取り組んでいきたいと考えております。

○議員（児玉 助壽君） 前向きな答弁をありがとうございました。

10月26日の宮日で県水産業漁村振興協議会会長、吉田照豊宮崎大教授ほか20人の、本年度会合が25日、宮崎の県電ホールであり、出席者がコロナ禍で2年続けて外国からの技能実習生などが入国をできず、深刻な船員不足に困っているなどとの声をあげ、船員不足など漁業課題が共有されたことが、宮日に報道される中、11月末から今月初頭にかけて、南アフリカ由来のコロナウイルス変異株のオミクロン株の感染が拡大し、全世界的に入国禁止措置が講じられ、我が国政府も12月1日入国禁止を措置をとり、外国人漁船労働者の確保が厳しさを増しており、本町のみならず県内全域のマグロ漁船全てが深刻な人手不足に直面しているところでもあります。

その解消策として、現有制度で入国滞在中の外国人労働者を有効に活用するためにも特定技能制度に移行し、ワクチン接種を行い、就労継続を進めていく必要があると私は思っています。県内関係全漁協並びに漁連及び県知事、県議会、県市町村、議会等、関係団体と官民一体となってこれらが可能になるように、関係機関に陳情要望等を行っていくべきと思っておりますが、町長の見解を伺ってまいります。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども申し述べさせていただきましたけど、人命に関わる事でございます。ぜひともしっかりとやりたいと思っておりますし、川南町だけでやるよりも全体でまとまるほうがよりパワーも出てきますし、力も出ると思っておりますので、議員の御指摘のとおりしっかりとやっていきたいと思っております。

○議員（児玉 助壽君） ぜひとも町長が先頭に立って、音頭をとってその方向に向かっていただければ幸いですと思っております。

3点目のこのワクチンの問題ですが、11月末に南アフリカのコロナウイルス感染症の変異ウイルスオミクロン株の発生が確認され、その感染拡大が危惧される今日この頃であります。町民への3回目接種対応も必要と思われ、それとは別に本町滞在中の、いわゆる技能実習生等の接種対応で町民と差別、混乱等が発生しないかと危惧されるところでありますが、そうならないためにも早急にシミュレーション等を構築していくべきと思っておりますが、町長及び担当課の見解を伺います。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただ今の御質問にお答えします。

3回目のワクチン接種ですが、現在準備を進めているところでございます。最初にワクチンを、最初というのか、1回目、2回目のワクチン接種をされた方というのは医療従事者の中で先行接種と言われている方々です。そういう方々が町内の在住者である場合には川南町で接種することになっておりますが、勤め先が医療機関でございますので、その勤め先でワクチン接種を打っても構わないというような、これまでと同じような取扱いになっております。ですので、そういう関係者には通知をして、その医療機関で打ってもらえるように対応したところでございます。

今後は、高齢者施設入所者、高齢者、一般の方という順番で御案内もさせていただきます

し、これまで同様外国人の技能実習生も含めて一町民として扱わせていただきますので、そのような対応を予定しております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） よろしくお願ひしていきたいと思っています。

最後のこの外国人労働者等の共生社会の在り方についてですが、我が国の労働力需要状況については、国勢調査の生産年齢層や出生数等の人口動態の推移からして、今後ともに労働力担い手不足は顕著となっており、その解消に能力が高く即戦力としての活躍が期待できる外国人労働者の重要度は高く、労働者に本町に好意を与える方策の確立が今後町政の運営に必要な課題ではないかと私は思っております。したがって、前述した3つの質問における町の取組みを行い、差別、人権侵害等の従属的な闇に光を当て、宗教、生活習慣等の理解を深め、言葉の壁を取り除く、ともに生活する共生社会環境を構築することは、本町のいわゆる3K職種の慢性的な労働力等の担い手不足を解消するために、最も大事な作業であり、まず第一にコロナワクチン接種差別問題や外国人労働者が医療保険証の不所持により高額医療費を負担している問題等の解消に取組み、地区の消防団加入を促進し、外国人消防団を結成するなどし、本町の消防団員なり手不足を解消され、地域住民と一体となり、防災活動に従事することで、防災知識の向上につながり、帰国した場合、その知識を生かし地域コミュニティー活動のリーダーとなり地域に貢献することで、帰国した彼らが本町で働いたことを誇りに思えるようなまちづくりが、本町の永続的な外国人労働力担い手不足の、前述した3問解消方策と思うが、町長の所見を最後に伺い、質問を終わりたいと思っております。

○町長（日高 昭彦君） 外国人を含めた共生社会というキーワードの中で、今議員が私としては初めて、外国人による消防団という提案をいただきました。思ってもみなかった提案でしたので、即答する材料を持っておりませんが、そういうことも含めて、彼らというか外国人の方がまた自国に母国に帰られて、川南町を誇りに思っていたと、そういう視点というのは非常に大事なすばらしいことだと思っております。可能性については、可能な範囲でということになるかと思ひますし、現在即答できておりませんが、いいアイデアをいただいたということに感謝しながら、しっかりと今後取り組んでいきたいと思ひます。

以上です。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。午後の会議は1時10分からとします。

午前11時55分休憩

午後1時10分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、川上昇君に発言を許します。

○議員（川上 昇君） 質問通告に従い、防犯灯の管理、ふるさと納税展開事業、学校教

育の充実、そして移住コーディネーター採用支援事業の4件について伺いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、防犯灯の管理についてお尋ねします。街灯とも言われ、何かと重宝される防犯灯ですが、現在町内におおむね700か所設置してあると伺っております。私どもの地域にも設置され、児童生徒の登下校や地域住民の日々の生活はもとより、通行する人々を安全にそして明るく見守ってくれているところでもあります。大変ありがたく感謝いたしております。その防犯灯、今後順次、LEDに交換していくと聞きました。私の認識違いでなければ、現在はその現物管理を管轄の振興班が行っております。ですが今後はその現物管理をリース会社に任せることになるようですけども、そのとおりなのでしょう。つまり、現物管理の手法が変わるのかお尋ねします。

次に、ふるさと納税展開事業についてお尋ねします。平成20年に創設されたふるさと納税は、地方税法に定めた地方公共団体への寄附に関わる住民税の税額控除制度であることは周知のとおりであります。つまり、ふるさと納税は住民税の一部を住所地以外の地方公共団体に実質的に移転させる効果を持つ仕組みと言われております。議員研修誌の地方議会人によれば、寄附の募集は地方公共団体にとって追加財源の収集策になり得るため、このルールの導入以前には極限まで返礼率を高める、金銭類似性の高い返礼品を大量に提供するなどの過度な寄附集め競争が生じた時期がありました。そうなると、ふるさと納税制度は地方公共団体にとっては税金の奪い合いのツール、納税者にとっては節税のツールになってしまい、趣旨が変質し、ひいては制度の存在意義が薄れる時代に至ってしまうとの危惧があり、趣旨に沿った活用の定着を望んだ記事を総務省の審議官が寄稿しております。

制度そのものは、これまでも幾度も見直されていますが、前述のとおり、税金の奪い合いとなったり節税のツールとなるこの制度は、待ち受ける地方公共団体にとっては見通しは難しいかとも思われます。そのような状況の中ですが、本町において計画に対する事業の進捗に問題はないかお聞かせください。

その他については質問者席で伺いますので、よろしくお願ひいたします。

○町長（日高 昭彦君） それでは、川上議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、防犯灯の管理についてでございますが、これまで振興班長等の要請に基づいて、必要と認めれば町が設置する、そしてまた交換については振興班長にお願いをした経緯がございます。

これから、今年度中にはもう工事も終わるかと思っておりますが、全てLEDに交換して、今後10年間リース契約で町が借り受ける形となります。このため、管理としては10年間は契約相手方の管理ということになります。

ふるさと納税についてでございますが、議員が言われるとおり、やっぱり様々な不備な点があるということ全国で御指摘を受けるところでございます。過度な寄附金集めになったんじゃないかという。そういうことを差し置いてでも、地方においては貴重な財源となるの

も事実でありますし、それを生かして我が町もふるさと納税、そしてもう一つは地元産業の育成ということで展開をしているところでございます。

長期計画の中に、令和7年度に15億円という目標を掲げさせていただいておりましたが、今回コロナで巣ごもり需要ということもありまして、その数字だけについては今年度になんとか達成できるんじゃないかなという、数字に関しては明るい見通しが見えてるところでございます。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） まず、防犯灯の件ですが、ただいま町長から答弁いただきましたけれども、10年間の契約でということ、これ法人ですね、法人との契約ということなんでしょうが、冒頭で申し上げましたけれども、これリース会社ということなんでしょうか。これ聞くとところによりますと、静岡県の会社という情報、ということのを伺いましたけれども、そちらの法人なのでしょうか、お尋ねします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 現在、優先交渉者として進めているのは宮崎に営業所を持つ大和リース株式会社ということになっております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 宮崎に営業所があるというふうに伺いました。本社がじゃあ話の語源なんでしょうか。いずれにしても、この業務内容を見ますと、当然町内の業者、電気屋さんもいっぱいあるわけですけど、町内の業者でも対応できるかなというふうに思います。常々、議会のほうも町内の業者で対応できるのであれば、ぜひ町内の業者をというように話をさせていただいておるところですけども、何ゆえ、その会社と契約することに至ったのでしょうか。もし差支えなければ、ぜひお聞かせください。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 今回の防犯灯のリース契約なんですけども、単年度での施工と10年間の維持管理を民間にお願いするということで、プロポーザル方式というところで御提案いただいたものです。安心で安全なまちづくりと超高齢化社会を対応、経済的負担の低減等を図ることを目的として募集を行ったもので、先ほど申しました大和リース株式会社宮崎営業所が優先交渉権を取得したという状況になっております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 最終的には大和リース株式会社ということになったのかもしれませんが、チャンスとしては当然、町内の業者にもお声がけはされたんでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 自由応募の形ですので、町内業者でも応募があればプロポーザルに参加することは可能でありました。

以上であります。

○議員（川上 昇君） 承知しました。

実施計画書、第6次長期計画実施計画書なんですけど、この計画書の157ページになるんですけども、地域安全対策、防犯対策の推進、そして防犯対策事業という項目なんですけど、こ

の関係の予算については昨年度当初は額に含まれていませんでしたが、本年度使用料及び賃借料に242万3,000円が計上されております。これは委託料ではありませんけれども、この予算が充当されるということになるのでしょうか、お尋ねします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） お見込みのとおりですけれども、賃借料につきましては本年度242万3,000円を計上しているところです。

以上です。

○議員（川上 昇君） 検討された結果のことで今日があるんだらうとは思っておりますけれども、その現物管理を、先ほどありましたけれども、10年間のいわゆる契約で、当然契約ということになるわけでしょうけれども、これによるメリット、特に経費上です、メリットあるいは全てにおいてデメリットが、想定されるのであれば、特に経費のほうまた教えていただきたいんですけれども。どれぐらいのメリットがあるのか、ちょっとお尋ねします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 防犯灯のLED灯への変更につきましては、当然のことながら安全で安心なまちづくりのために、非常に重要な設備であるというふうに考えておりまして、この性能をよくすることによって町民には十分なメリットがあると認識しております。

管理が民間に移りまして、電気の交換の必要等がなくなることで、高齢者社会への対応にもなると思います。また、LED灯となることでランニングコストが低減されることもメリットとして挙げられているところです。このほか、現在よく言われているSDGsです。これに資する温室効果ガスの削減も50%程度を見込んでいるところです。

デメリットとしましては、全ての防犯灯をLED灯とすることで、一時的に全ての防犯灯の交換費用が生じますが、今回はリースということで10年間の支出の平準化を図らせていただいたところです。

以上です。

○議員（川上 昇君） 今までの答弁の中で、ちょっと私も聞き落としていましたけれども、聞き落としとしてというか、十分理解しておりませんでした。リース、つまりは防犯灯そのものをリースというようになるのでしょうか、お尋ねします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 今、議員が言われたとおり、防犯灯の設備については10年間は相手方のものとなりますので、管理は相手方がするという認識で、町としましてはそれに伴う費用を10年間にわたってお支払するということになると思います。

以上です。

○議員（川上 昇君） 分かりました。振興班あるいは公民館でしょうか、現在は公民館かも分かりません。防犯灯の管理について、確かに手間がかかるということはちょっと言い過ぎかも分かりませんが、そういった管理がなくなるということであれば、それなりのメリットはあるということになるんでしょう。

それから、先ほどの242万3,000円というところですが、これは当然年間ですから、これ10

年間で2,400万と単純計算することになるんでしょうけども、年額といいますか、メリットがあるという話でしたけれども、10年間でいいんですが、年間でもいいんですが、その費用についてのメリットも何かあるんだったらお聞かせください。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 経済効果という意味で、光熱費と維持管理費の削減額を100万円程度と見込んでおります。全ての防犯灯LED灯に交換、10年間の維持管理としてのリース契約額が2,422万2,000円となります。10年後からは光熱費は年間45万円程度の削減、維持管理費は経年劣化がありますので、初期の削減額の効果は見込めなくなるとは考えておるところです。

以上です。

○議員（川上 昇君） 了解しました。特別大きなトラブルがなければ、一応筋書きどおりにいくのかなというふうには思います。いずれにしても、町のほうで管理しようと会社で管理しようと、物を大事にしながら、末永く地域を照らしてくれる防犯灯であってほしいなというふうに願うところです。

それから、続いて2番目まいりたいんですが、ふるさと納税展開事業の件です。先ほど町長からもお答えいただきました。実は、今回の定例会で補正予算で増額が見込まれておりますけども、その分には触れずにおこうと。私がふるさと納税について質問しようと思ったときには、そういった情報網は私は持ちあわせておりませんでしたので分かりませんでした。順調に推移しているかなというふうに思っているところです。

ただ、冒頭でいわゆる税の奪い合いと申し上げましたけれども、言うまでもなくふるさと納税は返礼品競争により生じた税の奪い合いであるということは否めないというふうに思います。表現が正しいかどうかは分かりません。

当川南町は温暖な気候で海岸沿いに位置するため、漁業はもちろんのこと農業についても米、野菜、お茶などの特産品、果物、肉牛、酪農に布団、養鶏や卵といった畜産業、そしてそれらを原料とする製造業が基幹産業となっているということは周知のとおりであります。つまり、このふるさと納税の返礼品には事欠かないといっても言い過ぎではないかなというふうに思います。

したがって、むしろこちら側、つまり返礼品側の物心両面の質の向上、高い質の物であることが求められます。ルールの中での運用であるとはいえ、やはり競争であります。そういった返礼品など運用上にトラブルや課題は発生せず、順調に、実に順調に運用されているかどうかをお聞かせください。

○会計課長（小嶋 哲也君） 運用上のトラブルはありませんかという御質問にお答えしたいと思います。

現在、昨年から続く新型コロナウイルス拡大防止のための外出自粛に伴う巣ごもり需要の影響が続いていることで、非常にいい成績になっております。また、ふるさと納税の関係業務を一部民間委託したことによって、職員のほうが戦力的に取り組めるようになりましたの

で、その辺で計画を上回る数字が上がってきているのかなと思います。

その中で、返礼品に対するトラブル等とはいうことですが、年間7万件以上の寄附があり、返礼品の多くが農畜産物になりますので、当然御意見とかクレームをいただくことはありますけども、スピーディーな初期対応と相手方の主張に耳を傾けることも全体の共通認識として取り組んでいますので、大きなトラブル等にはなっておりません。また、システム的な問題等では特に大きな問題はありません。

以上です。

○議員(川上 昇君) すこぶる順調に推移しているということで、しかも寄附額のほうも順調だということで、何も申し上げることはございませんけれども、先ほど言いましたようにこちら側、返礼品側の、あるとすればそちらのほうの問題になるのかなというふうに心配していたところです。今のところは問題なしということで安心いたしております。

都会部にしてみれば、場合によっちゃあ、表現悪いんですが面白くない制度なのかもしれませんが、この川南町をはじめ、地域の地方公共団体にとってはやはり魅力のある事業と言っていいんでしょう、制度じゃないかというふうに思うところです。利用できるものは大いに利用していくということが当然の地方団体のやることだというふうに思っているところです。

また、実施計画書の予算の件でちょっとお尋ねします。188ページになろうかと思います。ふるさと納税展開事業なんですけど、去年が52万3,000円でした、予算が。本年度は3億9,459万8,000円ということになっているんですけど、これ私勉強不足で大変申しわけないんですけど、何がどのようなことで、その他のところですか。資源の投入ということで、その他のところで52万3,000円が3億9,459万8,000円ということになっているところですか。これどういったことか、お聞かせ願えませんでしょうか。

○会計課長(小嶋 哲也君) ただいまの御質問、実施計画のほうでございませうか。ちょっと資料のほうを持ってきておりませんので、また後で確認して報告したいと思います。

○議長(中村 昭人君) しばらく休憩します。

午後1時30分休憩

.....
午後1時41分再開

○議長(中村 昭人君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○会計課長(小嶋 哲也君) 川上議員の御質疑にお答えします。

先ほどの、その他の金額ということで、52万円が3億9,400万円になったということですが、これは基金積立金になります。去年は52万円というのは費目がちょっと別のところで上げていましたので、財政管理のほうで上げていたんですけども、今年当初予算などでふるさと納税展開事業のほうで上げるようにしましたので、金額がちょっと大きくなってい

るという状況になります。

以上です。

○議員（川上 昇君） 承知しました。

その他ということで、金額が約4億円でしたので、これなんだろうということで、私もこれはちょっとはっきり説明いただかなきゃいかなんと思ったものですから、お尋ねしました。ただ、科目とといいますか費目とといいますか、そこを変えたということであれば、すぐぴんとこられるんじゃないかと思うんですが、ずっと出てくると思うんですが、それはなかったです。額が大きいですから、ちょっと項目とといいますか、支払いのいわゆる科目を変えたんだということで、ちょっと把握をよろしく願いしておきます。中身については分かりました。

それから、その実施計画書の一番下の段なんですけど、人員その他、特記事項のみということで欄があるんですけど、そこに令和2年度から新たに企業版ふるさと納税に関する業務が増えたが、人員の追加がないため、マンパワーの配分が難しいというふうな記載があります。ここにこの計画書にこの記載があるということは、当然もう庁舎内で協議検討されて、その対応策もしっかり出て対応されていると思うんですが、どういった内容だったのか、お聞かせ願います。

○会計課長（小嶋 哲也君） マンパワーのほうで、企業版ふるさと納税のほうにちょっと手が回っていないということですけども、現在コロナ禍でありますので、特段やりたい事業をやるために、そのトップセールスに行くということができない状況にあります。その中ですので、普通の納税のほうにどうしても力を入れてしまうということで、こういう表現になってしまいました。

以上です。

○議員（川上 昇君） 実は昨年度、企業版では日向の会社があったんだってと、実績があったんだってと思いますが、これについてお尋ねしようと思ったんですが、じゃあ今年度は今のところ、新しい何かそういった企業版に関して何かあったということではないというふうな理解でよろしいんですか。

○会計課長（小嶋 哲也君） 今年度についての企業版ふるさと納税ですけども、全くなかったというわけではありませんでして、町内の営業所を構えていますハナビヤ・ラボ様が50万円していただいております。あとケーブルメディアワイワイ様、延岡のほうですけども、昨年に引き続き40万円の御寄附をいただいております。センコービジネスサポートさんがこれからしていただく予定になっております。

以上です。

○議員（川上 昇君） ハナビヤさんは事業所とといいますか、店舗が町内になりますけれども、ここは利害関係とといいますか、問題ないんでしょうか。

○会計課長（小嶋 哲也君） 利害関係ということですけども、代償として経済的な利益

を受けることは禁止とかありますけども、ハナビヤ・ラボさんの場合は営業所は宮崎市のほうにありますし、今回寄附をいただいたからといって利害関係が発生するというふうには認識しておりません。

以上です。

○議員（川上 昇君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、次に3番目、学校教育の充実の件に入りたいと思います。皆さんも御覧になったと思うんですが、議会だよりですね、私どもが作っております議会だよりの最新号に、GIGAスクール構想始動として事業の概要を1ページにまとめて掲載しております。

いよいよ小中学校の児童生徒に、1人1台の情報端末が整備され、各事業に活用されはじめました。そういった記事だったんですが、ここまでは間違いないでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 今年の8月までに全てタブレット端末が入りまして、各小中学校で行っております。

○議員（川上 昇君） それでは順調に進んでいるということかと思えます。多様な子供たちを誰一人残すことなく、公正に個別最適化され、資質、能力が一層確実に育成できる教育ICT環境が実現の段階に来たものと認識しているところです。

しかし、いかんせん学校や先生方にとっては初めての事業であります。まずハード面といましようか通信環境の整備や備品の調達をはじめ、いわゆる構想の進捗はそのハード面を含めて、こちらのほう順調にきているのでしょうか、お尋ねします。

○教育課長（山本 博君） 川上議員の御質問にお答えしたいと思います。

校内のLAN整備は全て終わっております。また、児童生徒へのパソコンの配備を8月末で全て完了となっております。あと学校の先生です。先生の配備につきましては、2月から導入する予定となっております。今年度で先生方にも全て導入が済むということになっております。

以上です。

○議員（川上 昇君） ちなみにですが、皆様御存じのとおり、同じ児湯郡の西米良村は児童生徒に1人、いわゆる2台ずつ、学校用と家庭用ということで配付したといったテレビのニュースを伺ったことがあります。いくら近くとはいえ、よそのことですから、それは気にしないでいいんでしょうが、すいません。そういうこともあります。

それぞれの端末はいわゆるタブレットなんでしょうか。それともパソコンなんでしょうか、お聞かせください。

○教育課長（山本 博君） 再度、川上議員の御質問にお答えしたいと思います。

タブレットになります。まず横の長さ26センチなんですけど、あと奥行きが21センチ、厚さが2センチという、割とコンパクトなタブレットになります。

以上です。

○議員（川上 昇君） パソコンでしたら大体2つ折り、最近では取り外しがきいてタブ

レットになったり、キーボードと分けれるやつもありますし、単体でタブレットというのものがあるんですが、実は子供たちが扱うわけです。

ちょっと話変わるんですが、今朝の宮日新聞で、椎葉村ではコンピュータゲームをeスポーツということで取り組んで、いろんな大会をやっていきましょうということで、子供たちが一生懸命パソコンに座っている、そういった写真も載っておりました。上手に触ればいいんです。タブレットだったらさほど心配ないのかもしれませんが。結局は子供たちが管理するわけです。学校でもそうだと思います。端末の持ち帰りも想定されます。どういうふうにされるか、後ほどお聞かせ願いたいんですが。

長時間使用により心身の健康を害したり、人間関係に悪影響を及ぼさないような学校や家庭での指導が大いに求められるということになろうかと思えます。当然、対応をお考えでしょうが、どういった対応をお考えなのか、お尋ねしたいと思えます。そしてそれは、もうマニュアル化されているのか、子供たちに徹底されているのか、そこについてもお伺いします。

○教育長(坂本 幹夫君) ただいまの御質問にお答えします。

まず、配慮事項として4点ほど考えています。1点目は、児童生徒が端末を扱うルールをそれぞれの学校で設定しています。校長会の折に学校のルールについて話し合いながら、共通してやっていこうということでもあります。

それから2点目の配慮事項は、これは養護教諭との連携で健康面であります。つまり、タブレットに目を近づけすぎて目を悪くする傾向になるということで、30センチは離そうというようなことでもあります。

それから、端末やインターネットの特性とそれから個人情報の取扱い。これについては、各学校からも保護者のほうに周知しております。

それから、最後にトラブルとか故障への対応であります。教育委員会のほうから、各学校に取扱いについての注意事項については文章で注意喚起をしております。学校によっては、トラブルの中で通信速度がちょっと遅くなったとか、あるいはタブレットをちょっと落としてしまったとか、そういうのが4例ほど上がってきました。きちんと保管庫から出して、保管庫に戻すということなんですけれども、通常は机の中に入れておいたりして、机を掃除するときに壊れたというようなこともありましたので、注意喚起をしながら、今はそれは予備で対応しております。

以上でございます。

○議員(川上 昇君) 伺いましたら、学校は学校で様々指導されているというふうに思えます。たかがタブレットかもしれませんが、されどタブレットで、このタブレット1台がどれだけ子供に影響に及ぼすかということは、果てしないものがあるんですが、現物管理をちゃんとするというのは学校での教えかなというふうに思えます。学校で扱う以上は。うちに帰れば、そこは管理のマニュアルということになってくるでしょうが、いろんなことが想定されるタブレットですので、一つも間違えることのないように、子供たちの可能性という

のは果てしなく広いものがありますから、うまく使えば世界中の情報を集めて、本当に広く知識が身につくんでしょうが、一つ間違うととんでもないことになります。子供の世界は残酷で大人と違ってなかなか分別の中で友人と会話するというようなこともない部分もあるわけですから、そこはひとつ先生方を通して、教育委員会のほうでもしっかりと子供たちの教育をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

先月ですが、11月の21日だったと思います。地元のテレビ宮崎、UMKです。テレビ宮崎の正午からの番組で、UMK高校生フォーラムという番組が放送されていました。その中で、教員のICT活用指導力都道府県別順位が紹介されておりました。これは文部科学省、令和3年3月1日現在との但し書きがありました。それによりますと、1つ、教材研究指導の準備、2つ目、授業にICTを活用、指導する、3つ目、生徒のICT活用を指導する、それから4つ目、情報活用の知識、この4つについてそれぞれ順位が紹介されていました。

高校生フォーラムとはいうものの、都道府県単位の順位でしたから、ここで紹介していかどうか分かりませんが、あえて申し上げたいというふうに思います。徳島県とか九州では佐賀県、それから岡山県が上位を占めておりました。じゃあ宮崎県はということになります。これ先ほど申し上げました4つの項目と申しますか分野で、これ実は全て47位だったんです。ちょっとびっくりしたんですが。もちろん、これが全てを物語るとは思いませんけども、そのような統計を文部科学省が出したということは、これももう事実であると思います。テレビでやっておりましたんで。このことも真摯に受け止めて、是非今度の成果に結びつけていただきたいと。望むところでですけども、こういった結果を、こういった情報をどのように受け止められるか、よろしかったらお聞かせください。

○教育長（坂本 幹夫君） 川上議員の御質問にお答えします。

今、私もその情報始めて知りました。なお一層、学校の先生方にやっぱり活用していただくということで広めていきたいと思いますが、本町ではまず今年はタブレット導入元年と位置付けまして、とにかく使うということで、またGIGAスクールのサポーターを2名配置しまして、それぞれの学校に1週間、各学校半日になりますけれども、そこに行って授業に入っただけの支援、それから保護者への支援、そして研修支援、そういった形でサポーターがいろいろなところを経験しておりますので、そういう技術を入れながら、まず教員の活用能力とそれからいつでもどこでも使うということを今年は念頭に置きながら、来年度は活用方法の検討に入りたいと考えております。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） 今、教育長がおっしゃられたこととちょっと関係するかどうかとも思うんですが、関係すれば大いにいいのかなと思います。すいません、今日は実施計画書ばかり言うておりますけども、実施計画書の21ページに、教育研究所設置事業というのがございます。活動内容として、専門性を高め、使命感に徹し、地域の子供と共に生きる教職員の育成を目的に、各種研修、研究会等を開催する。研究所は各学校の中核教員としての資質

向上を目指し設置しており、様々な教育課題を解決するため、協議、実践を行っている。またすぐれた授業力を持つスーパーティーチャーによる授業公開への積極的な参加を推進することで、教職員の資質、能力の向上を図るといふふうにあります。この本事業の進捗と効果について、お聞かせください。

○教育長（坂本 幹夫君） 川上議員の御質問にお答えします。

目的につきましては、もう言われたとおりでございます。平成26年度に本町に初めて設置をしました。設置した当初はまず講義方式で教員の資質を高めていくというようなやり方でした。しかしそれでは受け身の形になるということで、その翌々年度くらいからテーマを設けて、テーマに基づいて研究して、それを広めていくと。集まるのは各学校の研究主任とか学習指導部長を中心に、約10名集めております。

それで、今年は先ほどとも重なるんですけれども、それぞれの学校が抱える課題として1人1台端末の活用方法ということで、これをテーマにしました。そして研究事業を通して外部の講師なんですけれども、現中村学園大学の山本教授が数年前から本町に来ていただいて、そういったICTの指導をしていただいています。この山本先生は文部科学省のサポーターにもなっておられまして、西米良村とかにも行かれております。そういった、先進の先生に来ていただいて、今年は夏休みにリモートで全職員で講演会を聞くと。それから、10月は唐瀬原中学校で研究授業に来ていただいて、助言をしていただくと。それぞれ研究所でタブレット活用の在り方についてまとめたものを、それぞれの学校に持ち帰って、それぞれの学校で研究して取り組んでいくという形をとって、これは非常に共通理解が図れて有効かなと思って、期待をしているところであります。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） もちろん私が申し上げるまでもなく、教育委員会のほうで様々なスケジュールのもと、様々研究されていることとは考えるところであります。いずれにしても、もちろん我々議員もそうですし、町の職員さんもそうですし、学校の先生方も到達点との線があるわけではありません。どこまででも登っていいわけで。もちろん様々な情報、様々な機会に恵まれながら、機会を求めながら勉強をしていくということが欠かせないことでしょうから、私どもも含めて様々勉強していただきたいなというふう思うところです。この教育のことは分かりました。

それから、この学校関係では最後の質問になろうかと思うんですけれども、私ども町内の中学生が町外の学校に、町外の中学校に通学しているという事実は、今更申し上げるまでもありません。お断りしておきますけれども、そのことを私は否定するものではありません。それはまず申し上げておきます。ただ、中学校は義務教育でもありますし、町にも教育委員会が管轄としておられますので、お話を伺いたいと思うんですが、現実にもそういうことがあるということは、当然分析されているでしょうし、対応策もお考えかなとは思いますが、支障のない範囲でお考えを述べていただければ幸いです。

○教育長（坂本 幹夫君） 今の御質問にお答えします。

令和3年度の中学校1年生は6名ほど市内の私立中学校に行っております。理由としましては2点ほど挙げられるのかなと思います。

1つは、部活動で強豪校に進学するという子供たちがいます。もう一つは、保護者が私立の中学校を選択して、これは私が考えるには中高の一貫教育、そういったところを目指しているのではないかなと思っております。そういうのが毎年6名から8名、ですから3年間にすると大体20名ぐらいが私立のほうに流れているということでもあります。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） 実は、私もその辺かなというふうには思っております。町内に高校がありませんから、先ほどあったように高校と連携した教育を受けたいと。そしてさらにその上、大学のほうに進みたいと、あるいは専門学校、短大に進みたいというような考えもあるでしょうから、そのことをとやかく言うつもりはもちろんございませんが、ただやっぱり1人でも多く地元の中学校があるわけで、できれば地元と同級生を作ってほしいというような気持ちも私もどこかに持っているものですから、お尋ねしたところですよ。

いずれにしても、そういった方がいらっしゃるということはやむを得ないのかなと思うんですけども、いずれにしてもどこからも恥ずかしくないような中学校を作るよというようなことで、今後ともひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、最後、移住コーディネーター採用支援事業の件をお尋ねします。移住については、かつて地域おこし協力隊員の隊員が自ら東京などイベント会場に出向いて、我が町への移住勧誘やPRを行っていたと認識しております。最近では協力隊員の数も少なくなり、先ほど2人とおっしゃられましたか、少なくなり、移住に関する積極的な活動は厳しいのでしょうか。耳にしなくなりましたことをまず申し上げておきます。

移住コーディネーター採用支援事業については、実施計画書の191ページに計画してありますが、この事業は本年度初めて取り組まれる事業かと思えます。計画によりますと本町への移住を希望する者に対して、情報発信や相談対応等を行うなど、移住希望者の移住定住に向けた支援を行うことを目的として、採用する移住コーディネーターの募集採用支援等を行う企業の選定を行うと記述されております。つまり、先んじて行っていた当町への移住、転入ですね。移住の勧誘を企業に委託するという事なんではないでしょうか。であるならば、その事業の進捗と実績はどのような状態になっていくのか、お聞かせください。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） この事業については、川南町に移住を検討されている方からの相談対応や、移住促進に関するPR活動等を担ってもらう移住コーディネーターを紹介していただく企業と契約を結ぶものであります。御紹介いただいた方を1次審査、2次審査と審査を行いまして、後々には地域おこし協力隊の移住専門の役目を担っていただきたいというふうに考えている事業です。

以上です。

○議員（川上 昇君） 初めて聞きましたけれども、地域おこし協力隊にそういった役職も考えているというふうなお話でした。それはそれでありなのかなとも思うんですが、ただ私が思いますのは町長をはじめ、私どもも含めて、町の職員の皆さん方が地元のことは一番よく分かっているわけです。それで、誰でも彼でも声をかけて、誰でもかれでもいいから呼びたいということはないと思います。やはりある程度、トラブルのないような方を、欲を言えばそういった方に来ていただきたいというふうなところも、実はあろうかなというふうにも思うわけです。

私が言いたいのは、やっぱり地域おこし協力隊で、そちらの業務にずば抜けた方がいらっしやればそれはそれでオーケーなんでしょうけども、職員の方も職員もなかなか、職場異動等もありますので、なかなかかとは思いますが、スペシャリストを作って、ぜひ我が町、川南へお越しくくださいというふうな感じで、のぼりでも立てて、意気揚々と都会へ足を運ぶというふうな姿もまんざらでもないのかなというふうに思うわけですが、その辺はいかがお考えでしょうか。これ町長にお答え願います。よろしく願います。

○町長（日高 昭彦君） 移住に関しては、我が町も特に力を入れているところでございますし、何度も申し上げているように県外からの移住者、町村部では5年連続1位だということでございます。今言われたとおり、自分たちのことは自分たちがよく知っていると、一番よく知っているという、そういう誇りを持ってやる。もう一つは、実際に移住された方の目線でまた移住を促進する。つまり、現在来ている方たちの口コミが、言葉を使うのであれば一番率が高い状況であります。トレーニングハウスとかそういうことも含めてです。

今回のこの事業については、そういう目線で移住される方が移住者に対して説明するという目線でございます。詳しいことは担当に伝えさせますが、もう現に12月に1次審査をする予定にしております。

○議員（川上 昇君） 町長がおっしゃるのももつともかなというふうには思います。いずれにしても、町は町でその辺の検討も取り組んでいくんだというふうな姿勢も持っていただくとうれしいかなというふうにも思うところです。

すいません、これ今更ながらではあるんですが、町長がよくおっしゃっています転入者、我が町の転入者、最近はよく聞いてませんが、県内の町村の中では一番人数としては多いんだというふうな話を伺いますが、これまさかとは思いますが、そんなことはないと思っているんですが、午前中、同僚議員も質問しておりましたけども、外国研修生、労働者は入っていないですね。

○町長（日高 昭彦君） 外国の研修生は入っておりません。

○議員（川上 昇君） いずれにしても、もちろん外国人をどうだこうだと言っているわけじゃないんです。その辺がどうかと。私どもの住まいの近くにも大きい会社があって、大勢の外国の研修生の方が通っておりますので、ひょっとしたらこれが入っているのかなと思う部分、思う瞬間もあったものですから、改めて確認させていただきました。

すいません、またこれを出して申しわけないんですけど、191ページになろうかと思えます。移住コーディネーター採用支援事業ということで、委託料として217万8,000円、これは先ほど言われました、あくまでも予算ですから、そういった移住コーディネーターの募集採用の支援を行う企業というところの、充てる予算でよろしいでしょうか。

○まちづくり課長(甲斐 玲君) 議員がおっしゃられたとおり、御紹介いただく企業にお支払いする委託料となっております。

以上です。

○議員(川上 昇君) 分かりました。いずれにしても、計画通りいくと、何かとスムーズにいくんでしょうが、支障のない業務が遂行することを切に望んでおります。

最後になりましたけれども、本年度も間もなく第三四半期が終了します。それぞれの皆さん方の事業の進捗を十分に検証されて、円滑な業務遂行がなされることを念じまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(中村 昭人君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時14分休憩

.....
午後2時24分再開

○議長(中村 昭人君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、徳弘美津子君に発言を許します。

○議員(徳弘 美津子君) 通告書に基づき質問いたします。

まず、令和4年10月1日にオープン予定の総合福祉センターについてです。日に日にその形が見えていくセンターを町民の皆さまも楽しみにしているのではないかと思います。まず1番目、総合福祉センターの名称について、何か一考されているのか伺います。ネーミングライツでトロンドームがサンA文化ホールになって久しく、屋根つき多目的運動場もネーミングライツで決まることもなく、そのままの名称であるわけですが、せっかく町民の方に活用してもらうなら、かわみなみPLATZのように募集をして、地域に根差した施設として考えているか伺います。

それから、福祉センター、庁舎を含む周辺の駐車場整備についてですが、役場駐車場は車幅がとても狭いと伺います。近年は軽車両も普通車並みに大型になっております。今回、一般会計補正予算に債務負担行為補正で役場北側駐車場整備測量設計委託料の限度額が240万円提案されております。どのような駐車場をつくるのか伺います。

次に、病児病後児保育の内容と利用者負担などを伺います。

福祉センター内に病児病後児保育ができること、大変ありがたいと思っており、仕事を持つ子育て中の方々はそれを楽しみにしております。本議会でも総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を定める議案が提案されておりますが、病児病後児保育のことは詳細が見

えません。規則などに明示してあるのでしょうか。これから煮詰めていくことと思いますが、今考えている利用料金などのどの程度考慮されているか伺います。

4番目に、オープンキッチン、にぎわいスペースの利用をどのように目指しているか伺います。

あとの質問については、質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの徳弘議員の質問にお答えをいたします。

本当に、総合福祉センターは我々も身近で常に見ておりますので、いろんな形でしっかりと運営していくべきだと強く心に思っておるところでございます。地域に根差した施設にするということで、ネーミングライツ、愛称というのは本当に大事なことでありと認識はしております。ただ、今回の総合福祉センターについては、行政会議等で協議した結果、総合福祉センターの施設名そのもののほうが最もわかりやすいんじゃないかなということで、現在の結論に至っております。ただ、子育て支援センター及び病児病後児保育施設については、子供のことでありますし、愛称を募集しようということで考えておるところであります。

それから、福祉センター、庁舎を含む周辺駐車場ということでございます。現在、数にして約250台分の駐車できるスペースがございますが、議員言われるとおり、現状は、本当に狭くて、以前で言いますと、JAO、JAがゆとりあるスペースになったおかげで、やはり、私の考えとしては、台数が減るのはちょっと困るんじゃないかなと思っていましたが、こういう社会になって、こういう社会というのは私も含めた高齢化社会になって、1台1台にゆとりがあるというのは非常に安心安全な面、それからゆとりということにつながります。現在は工事中でありますので、この駐車場の劣化も含めて、しっかり今後職員のスペース、それから町民のスペース、今後の活用も含めた総合的な検討を始めるところでございます。具体的な案はまだ決めておりません。

3つ目の病児病後児保育の内容でございますが、議員も言われたとおり、やはり病気の子供たちにとっては、保育所で見るとというのは、逆にまた蔓延するという危険性もありますし、どうしても仕事を休めない保護者にとっても非常に厳しい現状がございますので、そういう方々のためにやはり児童福祉の向上を図ることを目的として設置するものであります。看護師と保育士、常勤常駐するようにしておりますので、その中の詳細については、まだ一部検討中ではあります。必要に応じてまた担当課長に説明をさせます。

それから、オープンキッチン、にぎわいホールでございますが、オープンキッチンというのは、その名のとおり、調理施設でありますので、町民が誰でも利用できる施設でありますので、料理教室、ふれあい活動などに、様々な活用をしていただければなと思っております。もう一つ、にぎわいホールのほうは個人やグループが気軽に集い交流を図ることができる憩いの場として活用していただければと考えております。土日祝日も開館いたしますので、今後、本当にいろんな提案を出していただき、我々もしっかりと議論しながら、町民の皆様に利用しやすい、そして喜んでもらえる施設になればと考えているところでございます。

○議員（徳弘 美津子君） ありがとうございます。名称については、総合福祉センターのほうがわかりやすいのかもしれませんが、やはり、すごく多大な予算をかけて形ができるわけですので、ぜひ、そこを象徴するような名称があってもいいのかなと思って、私、行政会議の中でそのままいって話を伺ったときに、違うだろうと、やっぱりちゃんとした名称をつけてあげるべきではないかなと。その中で、その各施設のフロアの仕様がわかるような形でいいのかなと思っているんです。都城市のM a l l m a l l というのがもう何年前にできましたが、これは、エリア全体をM a l l m a l l と称して、図書館をメインとして未来創造ステーション、まちなか広場、まちなか交流センター、保健センター、ふれびかがあります。総合福祉センターに行こうではなく、住民の皆様に愛称で言われる施設としてほしいと思っておりますが、これからまた考えていくことはできないでしょうか。町長として。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、現時点ではという前提を入れたつもりでございますので、ネーミングライツについては、現物がしっかり出来上って、やはりそれから新しく募集したほうがいいんじゃないかなということであれば、全くそれは可能であると考えております。まずは、子供のほうで愛称がぜひともあったほうが良いなど、私としてはそう考えていたところでございます。

○議員（徳弘 美津子君） どんどん、逆に言えば、住民の皆さまの声がまた入ってくるのかと思いますので、ぜひまたいろいろ考えて、福祉センターとして、様々な年代の人が寄り添い、交流できる施設として、社協や福祉課も入る複合施設にふさわしい名称としてお願いしたいなと思って、この質問を終わります。

それから、駐車場の件ですが、町長のほうも体感されて、狭いということを思われて、私もちょっとこの質問するのに、どれだけ暇なんだろうと言われそうですが、ちょっと隣の駐車場を計りに行ったんです。川南が一番狭かったんです。215センチ、白線が15センチ、都農町が240センチ、高鍋、木城が235センチ、もちろん線内ですよ。本当に一番狭かったです。結局、高齢者専用駐車場もあるからいいだろうではなく、結局子育て中の方もベビーシートから子供を降ろしたりとか、足の不自由な人がやっぱりドアを開けてやっぱりゆとりのある駐車場にしないと、なかなか住民の方が役場に行くという行為がちょっと遠のいてしまうようになってしまうのかなと思っております。今度考慮されているということで、今は、二重線の駐車場が大体主流になっている、新しいところはなっているんです。二重線の駐車場を計ると、200センチないです。逆に狭いんです。線と線の間は。結局二重線の間が40センチから50センチすることで、ドアが開くスペースが広がると。人間、本能的に白線の中に停めようとする行為があるので、1本線では、その中に収まったときに、隣が狭かろうとその中に収めてしまうっていう心理が働くので、これは二重線に全てをやっぴりやっていただきたい。これが今からのまちづくりの一つとして、率先してやっていただきたいし、西都のほうも足を運んだときに、あそこも新しい庁舎ができると同時に駐車場も二重線の駐車場を

つくっておりました。やはりこれからは、もっともっと行政としては先がけてどんどん二重線駐車場をやっていただきながら、駐車スペースが少なくなっても、やっぱりそこを考えていったほうがいいのかなと思います。先ほど、駐車スペースが1割減ったとしたときに、職員の方の駐車場がなくなるかもしれませんが、今現在保健センターをすることによって役場の方が文化ホールのほうに止めているんです。これを見ますと、例えば朝の登庁時、お昼休み、帰庁時、あのときに、若い職員の方たちが往来するだけですごく町がにぎやかに感じるんです。それも一つのまちづくりの政策じゃないかなと。やっぱりそういうことも考えて、土地もちょっと確保しているようでありますので、駐車場、職員の皆さん、職員用の駐車スペースをつくったりとか、曜日を変えて、今週は何課は止めていいよとか、そういうふうを考えて、住民優先の駐車場を今後考えてほしいなと思っておりますが、それについて町長の考えを。

○町長（日高 昭彦君） 今、まさにそのとおりだと思います。住民優先の駐車場にできるか、つまり、これは職員のための駐車場ではございませんので、実は、本当に川南町は駐車場が広いので、あたかも我々が占有してもいいかのように錯覚をしておりますが、よそに行けば、限られたスペースでありますから、職員が一番遠いところに止める、もしくは違うところを借りるとというのが通例でございます。うちとしては、そういう広さも持っておりますので、しっかりと住民目線にして、二重線の駐車場、これから暮らしていくのに、本当にゆとりがあって、ここで生活してよかったなということは第一に、これまでの高度成長期の効率優先から、やはりそこはちゃんと考えを訂正すべきだと考えております。

○議員（徳弘 美津子君） 二重線は北側だけでなく、こっちも、できたら全ての町が管理する施設についての駐車場も、予算が相当要ります。1回消して、二重線なので、線の倍要ります。それでも予算化をして、やはり、住民目線の駐車場作成に川南がやってほしいなと思っております。よろしく願いいたします。

次に、病児病後児保育ですが、今から詳細ができてくるということなんですね。私、再三議員になった頃から病児病後児保育を訴えていて、今回本当にこういう形になって、働く人がいつでも子供たち、子供を出せるというのはいいと思うんですが、病児と病後って全然違うんです。そこで、病児の線引きと病後の線引きをどのように考えているのかを伺います。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問ですが、病児といいますのは、病気の回復期に至らないが、入院を必要とせず、当面の急変が認められない児童とされております。それから、病後児といいますのは、病気の回復期であるが、集団保育が困難な児童ということで、いずれにしましても、保育として預かる場合には、なかなかその病気になった子が病児中なのか、病後児なのかというところは、非常に難しい、線引きとしては逆に難しいのではないかなというふうに思っておりますが、病院のほうでお医者さんに見ていただく中で、この子は預けても大丈夫だという段階の病児の子供から回復期にある子供を預かるということで進めております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 病児というのは、熱が39度あっても病児なわけですので、病児と言ってしまうと、なかなか厳しいのかなと。大体宮崎市に6か所あるんですが、病児保育はほとんど病院型併設なんです。病院の先生が1日2回子供を見ることができるという状態が病児保育をやっているところなんです。私はいつも求めているのは、病後児なんです。例えばはしかとか、そういう人に移るといときは、7日間ぐらい休まないといけないんです。実際に熱が高いの2日とか3日の世界で、回復期にある子供たちを、結局元気なだけけど仕事には行けないと。でも保育所も出せないという子供たちを見守るために私は病後児保育を推進してほしいなと思っていました。病児になると、非常にハードルが高くなります。逆に看護師さんの手に負えない、熱性けいれんとか、いろんな病気がありますので、病児をはっきり言うてしまうのは、ここはやっぱり今後考慮された方がいいのかなと思います。これ、病後児もそうですけども、例えば利用者の状況を把握するために、診断書に代わるものがやっぱり必要だと思うんです。全くお医者さんからどういうものをというときに、お医者さんが紙1枚書くのに、診断書だったら2,000円、お医者さんは、なるんです。でもそれをお金をかけたとしてもじゃないけど出せなくなりますので、結局再三言いますが私の妹が宮崎の霧島お母さんの家の病後児しているんですけど、ちょっと聞いたときには、現症連絡書というものを書いてもらうんです。現在の症状の連絡書、それでその子の症状はどうであるとか、こういう状態とか、薬であるとかいうものを書いて、それを連絡として、それを持たないと見ることができないとかいって、やっぱり病気の子供を預かるというのは、非常にただの保育とは違いますので、そこはやっぱり肝に銘じてというか、きちんと考えながらやっていただきたいなと。ちなみに、この病児病後児保育をするに当たって、どちらかの施設の参考とかお話を聞かれているんでしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

同じく、市町村で実施しているのが綾町でございます。綾町のほうにいろいろ情報をいただきながら、我々検討を行ってきました。確かに病児というのは非常に難しい面もありますが、病児で受け入れられている施設も様々ございます。ただし、やはり病児といいましても、どういう子供でも預かれるかといいますと、一般的には、39度以上の熱がある方は預かれなとか、あるいは、はしかであったり、O157であったり、新型コロナウイルスの症状のある場合は預けられないというようなところで、1つの線引きはする必要があるというふうに思っております。それから、一方、感染症でもありながらも、インフルエンザとかおたふく風邪、水ぼうそう等は逆に受け入れている施設が多いようでございます。

それから、医師の診断書に代わるものですが、これは連絡票につきまして、医師の方に書いていただきまして、それをもとに預かれる状態かどうかを判断しているというところが大半の施設でございますが、その場合は、ほとんどのところは無料で対応していただいているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 川南は小児科というものがなくて、なかなかだと思んですけど、そこは、本当にお医者さんがそれをしてくれるかどうかは、本当にやらないと、お医者さんにすれば診断書書いたほうがいいわけですので、言わせると、本当に病院との協力ないといけないと言われたんです。ぜひそこは、今残す1年ありませんが、そこを考察しながらやっていただきたいのと、病児というのは、基本的には39度の熱があっても病児で預かるんです。今、課長の話でいくと、それは39度の熱があったときは受けないということは、それは病後児になるんです。37度という大体線になるんです。37度以下の子たちと熱性けいれんとかない、いろいろ症状があるんですが、そこあたりの線引きもありますので、そこあたりはちょっと考えながらきちんと病後児保育、私は病後児保育で十分いいって思ってるんです。病後児の期間のほうが長いんですから。熱が高いから、それから回復期のほうが時間長いので、そうした時間預かる場所があればいいと思っていますので、今後これ考慮していただければ、ちょっと安心して、私病児と言われたときにすごく、病児は大変よなと思いつながらちょっと思っていたので、そこはちょっと今後考慮していただきたいなと思っております。

これ、利用者について、これは、登録制度であるのか、町内、町外、どうするのかあたりはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

申し込みの手順についてなんですが、登録制ということで、最初に登録をしていただいて、その方が実際に使われる段になりまして、予約をして、御利用いただくということにしております。

それから、町内か町外かというところですが、まず、現在、今定員のほうを9名ということでスタート時は考えております。利用定員が少ないということもございますので、最初のスタート時は町内に限定して、状況を見ながら将来的には可能であれば町外も検討していくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） そこあたりがちょっと同じ保育所で、例えば隣の町の子も預かっている場合があったりするので、そこあたりがなかなか線引きが難しいかもしれませんが、ぜひそこは、余裕があれば、町の予算を使うわけですので、なかなか町外の子って言われても、そこあたりちょっとまたそういう預かる自治体と話し合いをして、町外の子でも預かるようなのも私はあってもいいのかなと思っています。

事前登録、これは、登録することによって、例えば、昔も私もずっと質問しましたけど、例えばお母さんが面接を受けるときに、病気の子は誰が見ますかといったときに、今でいったらおじいちゃん、おばあちゃんがいる人はいいいけども、いない人は休まないといけないという現状をここの病後児保育に登録していますということでクリアしたりすることもありま

すので、ぜひこの事前登録をしていただいて、候補として、ぜひ皆さんまず登録しましょうということはしていただきたいなと思っております。これは、管理者というのが、これは福祉課、町が責任を持ってこれをずっとやっていくのか。あと利用料についてはちょっとお願いします。まだでしょうけども、どの程度か、お願いします。

○福祉課長（三角 博志君） まず、利用料につきましては、現在検討中でございます。2,000円から3,000円ぐらいで利用料金を設定しているというのが県内の一般的な状況でございます。したがって、それらを参考に、できるだけ安い金額を設定しなければ利用者がいないんじゃないかなということもございますので、そこらを参考に、できるだけ利用しやすい料金に設定をしたいと思っております。

また、食事を提供するところと提供していないところというのがございますので、食事を提供するかしないかによりまして、やはり金額を変える必要があるのかなというふうに考えているところです。いろいろ詰めている最中でございますが、やはり病気中のお子さん、食欲のあるなし、いろいろございますので、それからアレルギー食を持っているお子さんの問題とか、いろいろあります。ですから、保護者の方に用意していただくのがいいのかなということでは、検討を進めているところではございます。

管理者につきましてはですが、福祉課のほうが担当させていただくということになります。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 利用料金もいろいろあって、よくいう非課税世帯とか、独り親家庭は無償であるとか、そういうこともありますので、一律というとなかなかの部分もあったりします。そこあたりもちょっと考慮していただくといいのかなと思っております。管理者は福祉課ということで、ずっとこれからやって、最初の取っかかりは福祉課になるわけですが、今後何かあったときに例えばどこかに委託をすとか、社協に投げるということは、町長の中では、ずっと町が責任を持ってやっていこうと思っているのでしょうか。町長の返答をお願いします。

○町長（日高 昭彦君） 運営しながら、もしかしたらいろんなことが出てくるのかもしれませんが、現在のところは町が責任を持ってやるべきだなと、私としては考えております。

○議員（徳弘 美津子君） ぜひ、前回の議会で開拓の町の委託ばかりだと言われることがないように、やはりそこあたりは、ぜひ、せつかく館があるわけですので、中身もきちんと行政が責任を持つ施策としてやってほしいと思います。この病児病後児保育は、もうこれからは各町に1つは必ず必要ですという施策になると思いますので、ぜひ川南も新しいセンターと同時にそれを売り込んでいただきたいなと思って、この部分の質問を終わります。

オープンキッチンには、個人、グループで、誰でも利用ができるんですか。まずオープンキッチンについては、どのようなことを目指しているんですか。

○福祉課長（三角 博志君） オープンキッチンにつきましては、町民の方、どなたでも

利用できるような施設として考えております。具体的には、現在でもいろいろ、例えばボランティア団体の方々とか、各種団体の方々などがいろいろ調理教室とか、料理教室ふれあいなど、いろいろされていると思いますが、そうしたものをそのままオープンキッチンでもやっていただければと思っております。また、私ども子ども・子育て支援という形でいろいろ子育て支援センター等を運営していく上で、非常に若いお母さん方の食育といいますか、その重要性というものを非常に感じているところです。ですから、例えば子育て中の母親とか、そういう方々が先ほど言いましたいろんな団体の方々、それから高齢者の方々に様々な料理の技術、そうしたものを持ち合わせていらっしゃる方々にいろいろ技術や伝統を伝えていただく場として御活用していただければと。その施設を通して、本町も新鮮で高品質な多種多様な食材、そうしたものを活用した料理を通しての食育と、それから食の豊かさ、こうしたものを発信する場ということにも使っていただければなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） ぜひ、オープンを控えて、いろんなことありましようが、ぜひ住民の方にこの概要をきちんと早めに説明をして、私たちがこういう使い方をしたいなと思えるような施設になって欲しいなと思って、この部分の質問を終わります。

次に、川南駅整備についてですが、最近はトロンバスをドームから朝夕通勤通学の電車の時間に合わせて運行することで、利用者増えておりますが、まだ朝の送り、夕方の迎いの時間帯は非常に混雑しております。川南駅のロータリー化は現実問題として可能なものかお伺いします。公共交通機関の整備はまちづくりとして、これからの大きな課題の一つであるわけですが、まずは、JRとの土地の確保ができるものなのか、その進捗状況をお教えてください。

○建設課長（大山 幸男君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えいたします。

以前に、前面道路の道路管理者であります高鍋土木事務所と協議を行っております。協議の中で、現在のような駐車場前面が車道に面するような形状では、許可ができないということで、歩道を設置して車道と分離するような方策が必要ということでございます。用地が不足してくるものですから、ただいまJRと用地の払い下げのための協議を行っているところでございます。川南駅の形状といたしまして、前面にすぐ県道が近接している関係で、高鍋とか、都農駅のような駅舎前でのロータリーはちょっと困難だろうとは、困難なんですけど、北側のほうに入り口をつくって、駅のほうに出口をつくるような、そこに乗降場とか設置する形でのロータリーは可能かと思っております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） これ確認なんですけど、昨年11月にZOZOの創業者の前澤友作さんの8億円で有効活用する自治体の首長のアイデアをツイッターで呼びかけた結果、応募のあった全ての156自治体に500万円をふるさと納税し、宮崎県は都農町と川南町と決定したと見かけました。そのときの日高町長のコメントが、誰もが利用しやすい公共交通環境を目

指し駅前ロータリーを整備したいとして、川南駅駐車場改修構想パース図もありました。費用も相当係ることから町長自ら優先順位としては低いと書かれておりましたが、今後のまちづくりの大きな課題として考えていけることは、町長としてはないのでしょうか。もちろんいろんな制約、先ほど言われた土地の関係もあるでしょうけども、思い切った施策として、お金があればできる世界なんではないでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） Z O Z Oの前澤さんからいただけるという、当時は8億円、1人で分けるなら8億円、2人だったら4億円というぐらいのつもりでは提案させていただきましたが、結局は20数人でしたか、頭割りで最終的に500万円になったんですが、先ほど建設課長が答弁いたしました、当初はやはり回るイメージのロータリーをイメージしておりました。面積的にそれは物理的にちょっと無理だということで、現在は、1方向から入って1方向から出る、さっき言ったと思いますが、現実なところを今JR、それから高鍋土木と、いろんなところと協議をしている段階でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 川南駅はちょっと中心市街地から外れているので、なかなか不利なんです、スロープ式の改札口からホームまでスロープで行けるといのはやはりすごくメリットがあるんです。私も先日電車に乗ってちょっと確認したときに、車椅子の40代の御夫婦で、旦那様が車椅子だったんです。その補助を高鍋駅から駅員さんが来られて補助をして乗せて、高鍋で降りられたんです。高鍋で降りてどうするんだろうと思ったら、高鍋駅から急行に乗るわけです。そういう使い方をやっているんだなと思ったときに、川南だけではない駅ということの思いすれば、都農であるとか高鍋も歩道橋式なので、やはりこの川南ならではのメリットを生かした駅づくりというものもあるので、ぜひ、少なくとも駐車場の整備であるとか、この先ほどのような駐車場改修構想パース図というのはものすごい確かにあれだった、そこまでは求めませんが、やはり止めやすい駐車場、せめて駐車場に白線、線をつけるとか、そういった整備をしていながら、通学ではない通勤の人も使える駅づくりをしていただきたいなど。皆さん御存じでしょうけど、ライナーという便があるんです。高鍋駅で終わるんです。宮崎と高鍋を往復するライナー便というのが結構朝通学の時間帯に走っているんです。これもう一駅延ばしてもらおうとか、そういう運用のやり方をやっぱり自治体としても頑張ってもらってほしいなと思いますけども、そこあたりのJRとの駆け引きとかを町長どのような思いで頑張っていけるのか。お願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） 自治体でいうまちづくりJRでいえば駅づくり、やはり利用する方々にとって、本当に利用しやすいというのは、非常に大事な要点だと思います。それは、止めやすい駐車場も入っておりますが、先ほど議員が言われたとおり、うちはスロープ式にしました。正確に言うとしていただいたという形のほうが強いかもしれませんが、結果として、川南町と門川町はスロープ式であります。予算が安いということもありますが、これが実はすごい強みで、御承知のとおり車椅子、それから高齢者の方が楽に歩けるといのは言われております。安全性を注意すれば、本当にこれはすごいことであるだろうし、先日、

先月ですけど、日本本線開通100周年の事業に参加したときにも駅長と本部長とは、川南町のよさについて私もPRさせていただきましたし、何かこれを使った何かができるのであれば、ぜひお願いしますという要望はしてきたところでもありますので、逆にこれはすごくチャンスなのかなと思っております。

○議員（徳弘 美津子君） ぜひ今後まちづくりと同じように駅づくりもやっていただきたいなど。住むのは川南、お仕事するのは宮崎でもいいと思うんです。電車だったら30分で行けますので、そういったやり方もやっぱりあるので、通学によらず、通勤としても使えるというものをやっぱり売り込んでほしいなと思っておりますので、この質問を終わります。

次に、終活についてですが、家族の多様化として、1人死、1人で死ぬが当たり前の時代に入っていると言われております。3世代同居は今から50年前は54.4%でしたが、今は3世代同居は9.4%と言われております。これ全国です。一人暮らしが気ままであり、3世代同居はお互いが望まない時代が来ています。足腰が立つうちは一人暮らしが気楽でいいと言われておりますが、自立できなくなったときどうするか、高齢化社会に向けて、行政としてどのように考えているか伺います。

まず、川南町の高齢者1人世帯、夫婦世帯数の把握をお教え願えますか。

○福祉課長（三角 博志君） 川南町の高齢者の1人世帯、夫婦世帯の把握につきましてですが、70歳以上の独り暮らしの高齢者につきましては、民生委員、児童委員の方々が毎年調査を実施して把握ができております。それによりますと、591名の方々が70歳以上の独り暮らしということになっております。また、夫婦世帯の把握につきましては、現在把握しておりません。介護認定を受け始められました段階では、こちらが把握させていただいておりますが、現在、38世帯ということで把握をさせていただいております。

調査された対象者の方々につきましては、台帳を整備しまして、社会福祉協議会におきまして、包括支援センターとともに精査をしまして、民生委員の方々に定期的な訪問とかをしていただいております。見守り活動を行うとともに、今後災害とか、そういうのが発生時にきちっと支援ができるように体制を整えているところでございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 一人世帯が598名が民生委員の方が数字を把握しているという捉え方でいいんですか。ごめんなさい。私通告書出した後にこれがあったなと思ってちょっと調べたんです。ああもうこれだと思ったけど、一応確認をしたなと思いながら、これでいくと、高齢者世帯の構成比がずっと出ているんです。でいくと、単身世帯が平成27年度で784世帯、高齢者夫婦世帯が764世帯、同居世帯、それから子供と高齢者が1,578世帯とあるんですが、これデータで出ているので、民生委員の方の数字とはもちろん違ってくるものなんでしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） こちら高齢者保健福祉計画といいますのは、65歳以上の方々の把握でございます。先ほど言いました民生委員の方につきましては、70歳以上の方の

数字でございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） なぜこのような質問するかと言ったら、高齢者の世帯が単身世帯はもちろん1人で住まれているわけです、784人。今後単身世帯というサポートをどのようにサポートしていくのか。結局、介護保険とか、包括支援センターに届けるというのは、介護保険の受けたいとかいう要望があった場合に、包括支援センターがその実情がわかるわけですが、全く何もない人たちのサポートというものは、どのようなやり方があるのか。例えば、うちは私が65になったので、高齢者世帯になりました。夫婦で2人というのは、誰もわかりません。そういう把握というものは、できるものなのかできないものなのか、行政として。介護保険になったときに、介護のときはちょっとこれ見たときに、介護者のしたときに7.1人で高齢者に対する比率が7人に1人が介護保険制度に、介護を受けているんです。支援から、介護を受けて。でも、残りの人たちというのは、介護の度合いがなければ、全くわからないということなのかなと思ったので、そこあたりを町としてどのようなサポートというか、あるのかなと、お聞きします。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

どなたでも、できる限り住み慣れた家や地域で自分らしく安心して暮らしたいという願いは持っておられることだと思います。私どもも、そうしたことをできるだけ達成するためには、御自宅での生活というものを一番推進しているところですが、具体的には、予防活動にはいろいろ力を、介護予防に力を注いでいるところでもございます。そういう中で独り暮らしの方のサポートにつきましては、生活面の支援と、それから健康管理面の支援と、それから緊急時の支援と大きく3つに分けて支援をさせていただいております。

具体的に申し上げますと、生活面の支援ということでございますと、ホームヘルプサービスであったり、訪問給食サービス、訪問介護、施設入所、紙おむつの支援、それから福祉用具のレンタル、購入の助成、それから住宅改修の助成、そうしたものを生活面の支援としております。

それから、健康管理のための支援ということでは、100歳体操、それから元気アップ事業、それから地域ふれあいサービス、それから食生活改善事業、認知症カフェ、それから通所介護、通所リハビリ、訪問看護などでございます。

それから、緊急時の支援としまして、短期間受け入れますショートステイ、それから緊急通報装置、そうしたものを緊急時の支援とさせていただきます。

以上、3つの支援を展開して、地域で安心して暮らせるように進めているというところがございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） この終活の1番、2番、同じ質問でダブりますが、確かに今いろんな事業がありますが、これは、やっぱりそういう支援が必要になった人の場合

であって、基本的に元気な人はほとんどそういうこともないので、自分がどの人とコミュニケーションを図るかという世界しかないんですね。それに頼るしかないわけですね。それはしょうがないんですよ、行政としては。だから、そういう方たちがいずれ高齢者になって1人になったときということで、すいません、私通告書に書いていますが、私の終活登録というのをちょっと私この前あるオンラインの講座で聞いたんですが、ちょっとこれ調べてみました、課長——調べていない。これ、例えば、何も、もともと介護を受けたりとか、病気になった場合は、必ず入院とか入所するときに保証人が要ったりするので、そういう方たちは状況が把握できるんです。それ以外の元気な人たちが、例えばこういうのをちょっと下ろしてみたいんですが、これは、横須賀市なんです。横須賀市というのは、骨壺、骨を自分がどうしようもないので預かってください、行政にお願いするらしいです。行政は、骨が骨壺を預からなきゃいけないというのが法律であるみたいなんです。そこに横須賀市にずらっと骨壺があるわけです。そういった意味で、結局なぜ持ってくるかといったら、もちろんわからないものもあるけども、今いう50歳以上の本当に1人でいく人たちがどんどん増えてくる。50歳まで結婚しない人がこんなにどんどん上がっているんです。こういう独り暮らしの人たちがどんどん増えていくわけです。そういう人たちが誰の支援も得られずに亡くなってしまったときに、残された人がどうしていいかわからないので行政にお願いをします。それを防ぐわけではないんですけど、この終活登録というのは、もしも元気なあなたが御自身で意思を伝えられなくなったら、あなたの緊急連絡先や終活ノート、遺言書の保管場所、葬儀の生前契約先、そしてあなたのお墓の所在地ということで、これを以前なら御家族、親族が伝えてくださったかもしれませんが。しかし、近くに親族がいなければ、御夫婦でも1人が入院してしまわれたら、誰に伝えていいかわからないと。これは、私の終活登録は、大切な終活情報を登録、行政にするんです。町民課か何か行政に連絡するときに、いざというときにあなたに代わって市が病院、消防、福祉事務所、警察、あなたが指定した方からお問い合わせにお答えする制度です。

これは、いろんな登録の内容があるんです。例えば本籍とか、緊急連絡先、それを何人か選べるんです。子供であったりとか、何人も選ぶ、友達だったりとか、支援事業者やサークル、医師、アレルギー、エンディングノートの保管場所、臓器提供に関する意思表示、葬儀遺品整理の遺体の生前の契約登録とか、いろんなことができるんです。お墓の所在地とか。その本人、例えば、誰でもいいと、その登録するときに、誰に伝えてくださいというものを登録するんです。娘であったら娘の電話番号を書いたりとか、近所の誰か、そういうのを選んで、例えば私が1人で亡くなる、例えば倒れたとき、どこにどうしていいかわからない、私、自分の息子の携帯を友達に教えていないので、わからないわけです。そのときに役場に行くとき、徳弘さんの連絡先はここですねという感じになって、実際に、例えば緊急を要する手術が必要なときは必ず同意書が要ったりするので、緊急性も必要なときに、そういう登録をしていることで、素早く対応できると。もちろん家族がいない人たちがどういうふうにし

ていいかわからないときに、とりあえず元気なうちに全てのこれらのことを網羅して、それを町のほうに届けをして、町はきちんとそれを、個人情報じゃないけども、保管をして、本人が情報を出していいですよという人にだけお知らせするという制度を横須賀市がやっているわけですが、これに近いものというか、こういうことも一つあるのかなと。先ほど言いましたように、50歳になって1回も結婚したことない人が4人に1人になるんです。今は5人に1人ですけど、これが4人に1人になる時代が来るわけです。もちろんその方が1人になって兄弟がいればいい、いろんなこと想像してみてください。やっぱりいろんなことがあるわけです。なので、介護制度を受けない人でも全ての人がやっぱり情報をきちんとどこかに預けられるという制度もありなのかなと思ってこういう質問しましたけども、いかがでしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまお話いただきました横須賀市の行っております私の終活登録制度につきまして、私どもも確認をさせていただきまして、非常に先進的で進んでいる取組をされているということを感じたところでございます。横須賀市のほうに確認をしましたところ、平成30年度に登録を開始したと。現在の登録者数が490件というふうに伺っております。これからまだまだ増えていくものだろうというふうに思っているところです。児湯郡でも、名前は違いますが、エンディングノートというものを普及させようという取組もございます。しかし、なかなか書かなければいけない項目が多岐にわたったりすると、書いてもらえないというような状況もございまして、私ども、そういう横須賀市の取組とかを参考に、今後、本当に必要な情報を、わかりやすくまとめられるようなそういう終活登録といたしますか、そういうものを今後はつくっていく必要があるのではないかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） エンディングノートの在りかがわからなければどうしますかって世界もあるので、それを含めてこれに登録しておけば、在りかがわかるとかいたりします。本当に、皆さん、うちがいいよと思っていらっしゃるかもしれませんが、今は配偶者の方がいらっしゃる、いなくなったときに、2人いたとしても、1人が認知が入ったときに、例えば1人が脳梗塞になったときに誰もわからないという状況、いろんな場面が想像できますので、健康であればあるほど、そういう制度というものをきちんと活用できて、元気なうちに自分の情報がある程度いろんなやり方があるんでしょうけども、介護とかそういう病気じゃない人たちの制度もやっぱり、今後高齢化に向けてやっていくべきかなと思っています。町長、最後にこれらの取組について、どのように考えていらっしゃる、率直な意見でよろしいですので、する、しないじゃなくてもいいですので、お願いします。

○町長（日高 昭彦君） 今のは、介護とか、人生のことでありましたけど、一般的には、屋根の修理をするなら晴れた日にしなさいと言われるように、雨が降ってからじゃもう間に合わない。全てのことにやはり平時、余裕があるときにちゃんとそれを想定していかにや

れるかというのがこれからの行政に必要なことであると思います。特に今議員が言われた寿命が長くなって、逆に寝たきりの期間もあるという、こういうことを想定すると、本当に準備し過ぎるということはないだろうと、私も思いますので、これからの行政の1つの在り方だと強く思うところでございます。

○議員(徳弘 美津子君) 本当に今100歳時代といったときに、自分が100歳のときに子供も高齢者なんです。だから子供がいるからいいという時代じゃなくなってくるので、ぜひそこに行政が手助けをしてほしいなと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長(中村 昭人君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後3時19分休憩

.....
午後3時29分再開

○議長(中村 昭人君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、中津克司君に発言を許します。

○議員(中津 克司君) 本日最後の一般質問であります。皆様非常にお疲れと思imasるので、気合を入れてやりたいと思imas。

一般質問通告書に基づき質問します。

まず、1問目、女性管理職の登用についてです。

国は、女性活躍を20年までに指導的地位に占める女性の割合を30%と掲げましたが、看板倒れでした。社会の意識変革が不可欠です。

県の課長級以上管理職への女性登用率、2020年4月1日時点では6.3%で、全国ワースト3位でした。県内26市町村の平均登用率は10.5%で、全国44位、7町村が登用ゼロとのこと。これは政策決定過程への女性参画が進んでいない実態が浮き彫りで、非常に危惧されます。

そこで、町長に伺います。

最初に、女性管理職不在の現状をどのように認識しておられるか、原因は何か、また今後の対応、展望、どのように女性職員の働く意欲を喚起し、職場の活性化を図る考えか伺います。

2番目に、昇任の人事評価、標準職務遂行能力、能力評価、業務評価の判断基準は何なのか伺います。

3番目、適材適所はどのように考慮されているのか伺います。

4番目です。職場風土はどのように感じておられるのか、女性職員が管理職を目指し、リーダーシップを発揮できる環境整備はできているのか伺います。

以上、4項目は人事権をお持ちの町長に答弁いただきます。

次に、2問目です。

周囲から見えにくい相対的貧困家庭における子供の貧困、ヤングケアラーの実態について、町長の見解を伺います。

最後に、3問目、「お知らせかわみなみ」についてです。

広報の目的を達成するためには、郵便局のタウンメール、QRコード読み取りと、高齢者の要望の多い既存の回覧方式文書で回覧する二本立てで実施すべきであると考えます。

9月定例会一般質問にて、同僚議員より広報活動、「お知らせかわみなみ」について質問があり、「しっかりと丁寧に対応していきたい」との答弁をいただきました。

11月7日、新中学校住民説明会での情報が伝わらない、高齢者は置き去りにされているとの切実な発言に執行部はどのように考え対応するのか、注目されています。

デジタル化は避けて通れない、それは十分理解しています。いかに高齢者のデジタル操作をサポートするか、デジタル社会に取り込むか、パソコン、タブレット、QRコード、LINE、ホームページ、ユーチューブ等、高齢者は社会の変化についていけない現実があります。

弱者、相手の立場に立った思いやり、優しさが必要ではないでしょうか。高齢化率35%以上、先ほどの質問では35.7%ということでしたけども、町民3人に1人は高齢者、民意はどのように把握しているのか、60歳以下の職員の先を見た思惑、アイデア採用もよいでしょうが、明日は我が身です。

聞き取りでは、QRコードを読み込んで、小さい画面で見る人は皆無で、スマホを持っていると活用できるは別で、高齢者は視力が弱って画面の字がよく見えにくい、手先も思いどおり動きません。元の回覧方式に戻せとの強い要望がありました。

情報弱者、情報格差を埋めるのは、一人一人の思いやり、SDGsだと言われています。私の振興班は31戸あり、高齢化率90%以上です。「お知らせかわみなみ」が郵送されても、小さい画面のスマホでQRコードを読み取る人は皆無で、必ず月1回は回覧板が回っているのだから、以前の方式にしてくれとの強い要望があり、回覧板で来るからこそ必要事項をメモしていたとのことでした。

また、本気で地域づくりを考えておられる方から、役場は振興班に加入しない個人に便宜を図り、個人を推進しているのかとの厳しい意見もいただきました。

変更した「お知らせかわみなみ」の内容で分かるのは、人口、在宅医、行事予定だけで、ほかには各項目ともホームページ、検索ID、ダウンロード、ユーチューブ、ウェブ等で検索、御確認くださいとあり、高齢者置き去りを如実に物語っています。

議員必携によりますと、一般質問は、「あくまでも質問に徹すべきで、要望やお願いやお礼の言葉を述べることは厳に慎むべきものである」と記してあります。

しかし、団塊の世代の末尾の自分としては、厳しい競争社会を生き抜いて我が町の発展に寄与された諸先輩方が、デジタル化は時代の流れとはいえ、情報が得られず、疎外感、置き

去り感を強く感じられている姿は忍びなく、改善しなくてはならない使命だと考えています。許されるなら、この場で土下座してでも町長に要望、お願いしたいという強い要望があります。思いがあります。

そこで、高齢者の不満や不安に耳を傾けた解決策として、QRコード読み取りと以前の閲覧板方式の二本立てで対応できないか、すべきではないかと提案します。町長の高齢者を大切にす優しい心遣い、英断に大きな期待をします。いかがでしょうか。

以上ですが、関連質問は質問者席にて伺います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、女性管理職の登用についてでございますが、議員の言われるとおり、国のほうも女性の活躍の場をつくるということで、当然人口の半分は女性でございますから、それは当たり前のことであると考えております。

川南町において、現状はどうかということでございますが、女性の管理職は現在おりませんが、課長補佐、係長については、女性の職員も当然おります。

では、それはといいますと、男女の区別なく、やっぱり能力がある方には、当然そういう職に就いていただくのが当たり前でありますし、そのようにやっているところでございます。

現状として、そういう年齢の方がいらっしやらないということでございます。そういう職に適した方が今はいないということございまして、今後については、当然しっかりと同じような形で人事というのは行っていく予定であります。

現在の判断基準は何かということでございますが、当然現在やっている人事評価を参考に、現在の仕事の成績、それからこれまでの職務の遂行能力ということを総合的に判断して昇任というのは決定をしておるところでございます。

適材適所はどのように考慮されているか、多分どこで聞かれても同じようなことになるかと思いますが、これまでの担当業務、それから業務実態、業務遂行能力、そして本人の希望を加味しながら、適材適所となるように配置をしているところでございます。

4番目の職場風土については、男女の区別なく働くことができる職場だと思っておりますし、望む方にとってはしっかりとリーダーシップを発揮できる職場である、またそういう環境にするのが私の仕事であると強く感じております。

その次でございますが、ヤングケアラーについての御質問でございました。

この言葉が出てきたのは、本年5月に初めに厚生労働省より通知があったところでございます。まだまだ社会的認知度が低いことから、来年、令和4年から令和6年までの3年間、ヤングケアラーの認知度向上のための集中取組期間ということで広報活動をするということになっております。

ヤングケアラーというのは、当然本来大人が担うと想定される家事とか、家族のお世話などを日常的に行っている子供のことを指しております。

最後に、「お知らせかわみなみ」のことでいろいろ問合せがございました。

まず、高齢者を置き去りにされているかという話でございます。

そういう話を、あったのは事実であろうかと思いますが、一般的に捉えて、若い人と高齢者、どちらの考えが、現在、政治に反映されているか、それは投票率とか、人口構成もあるかと思いますが、一般論で言えば、私を含めて、シルバー民主主義と言われております。逆に、若い人のほうが我々の意見が届かないという声を持っているのが私の聞く範囲では事実かと思っております。

また、具体的な「お知らせかわみなみ」についてのことでございますが、今年5月からやっておりますが、QRコードがあると、確かに私も含めて、すごく見づらい、ちょっと面倒かなというイメージを持つのは当たり前かもしれませんが、現にこれまでの「お知らせかわみなみ」、今やっているQRコード付の「お知らせかわみなみ」、基本的に内容は一緒でございます。

つまり、QRコードはプラスアルファの機能でありますので、そこら辺について足りないということは、私はないと思っております。

ただ、議員が言われるとおり、やはり私も含めて、そういうデジタル化の仕組みになかなかついていけないことがあるのは事実でありますので、しっかりとそれは一つ一つ丁寧に対応していくべきだと考えております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 一番最後の件ですけれども、二本立てで実施すべきということで提案をしておりますけれども、答弁いただいた内容によりますと、確認しますけれども、二本立てではやらないということによろしいですね。

○町長（日高 昭彦君） 内容は変わっておりませんので、回覧は振興班を通して回しますし、「お知らせかわみなみ」は全戸に届けるということで、今のことでやりたいと思っております。

○議員（中津 克司君） やらないということによろしいんですね。デジタル化についてこれない高齢者は、やむなしというような考えでよろしいですね。

○町長（日高 昭彦君） デジタル化についてこれない高齢者やむなしというのは言っておりますし、私も含めて、それは私もいろんなことを学びながら、それはしっかりと向き合っていくしかないと思っております。

でも、現在、デジタル化を止めることもできませんので、それはそれで時代の流れとして一緒にやっていきたいと考えております。

○議員（中津 克司君） デジタル化をとめることはできないということは、先ほどから壇上でも申し上げているとおりでありますけれども、中学校の説明会で、取り残されているというふうな貴重な意見もいただいております。

その中での町長の答弁は、二本立てではやらないと、今のままいくということで、再度確認ですけど、それでいいですね。

○町長（日高 昭彦君） 「お知らせかわみなみ」の話と中学校の説明会は、私は別だと捉えております。

○議員（中津 克司君） 中学校説明会と「お知らせかわみなみ」は別ですけども、中学校説明会でそのような意見があったということを私は申し上げています。

ですので、「お知らせかわみなみ」については、確認は二本立てではやらないということによろしいですね。

総務省の調査では、管理職になりたくないと答えた女性職員の理由に、家庭、プライベートとの両立が難しい、自分に管理職は向いていない、能力や経験が不足しているためといった理由を掲げています。

我が町の実情はどうか、常任委員会では係長以上出席いただきますが、優秀な女子職員が多くいらっしゃいます。積極的に女性活躍を促進しないと、もったいない人材財産ですけども、生かしてほしいと思いますが、いかがか、お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども答弁させていただきましたけど、人事に関しては、男女の区別は全く考えておりませんので、優秀な方を積極的に登用したいと考えております。

○議員（中津 克司君） 職員が158名、うち44.3%の70名が女性、6等級、5等級、課長級、課長補佐級26名中、女性は1名のみなんですけども、この要因は男女の区別なしでやってこのような結果ということによろしいですね。

○総務課長（新倉 好雄君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたが、現在、課長級につきましては、管理職としてはゼロであるために不在の要因、結果となっております。確かに男女区別なく各人事、また管理職の登用については、計画はしておりますが、現在については、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 3等級、係長級ですけども、47名中、女性が30名滞留していますが、要因は何か伺います。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

現在、公表しております川南町の人事行政の数字でいきますと、御質問のとおり、3等級に女性30名の職員が在職をしております。3等級につきましては、係長、主任、主査等が該当いたしますので、現在の川南町における、保育所等も含めまして、そのような体制からこういった数値が出ておるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 今申し上げた結果、5等級、6等級も含めてそうですけども、これらは町長が最高責任者として10年間人事権を行使した結果であります。どのようにお考えか、男女区別なしということですけども、数字とすればこのような数字が現れておりますが、どのような考えか伺います。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、人事の最高責任者は私でございますので、全ての責任は私にございます。

現状は、議員の言われるとおりであります。先ほどの繰り返しになりますが、男女の区別なく、しっかりとそれは、チャンスは与えるべきであると思うし、これから先もそうであるべきだと思っております。

○議員（中津 克司君） 昇任試験は実施しているのか伺います。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

各管理職を含めまして、昇給のための昇任試験は、実施はしておりません。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 県内26市町村の女性管理職登用率を調査すると、最高は都農町26.3%、前年度比7.3ポイント増、美郷町21.7%、2.5%増、新富町、高鍋町など、9市町村が10%台、ゼロは川南、木城ほか7町村でした。

近隣の都農町、新富町、高鍋町、そして尾鈴農協を調査しました。都農町4名、まちづくり課、福祉課、健康管理センター、愛寿園、新富町5名、財政課、福祉課、会計課、健康センター、包括支援関係の担当、高鍋町2名、議会事務局と監査委員事務局兼務、社会教育課で、いずれも適材適所でスムーズに運営されているとのことでした。尾鈴農協では、中途採用7年目の女性が共済課長でした。人事考課重視、能力重視で、今までの慣習が完全に排除されていまして。

人事権は町長の裁量、我が町は、現時点では適任者いないが、今後は出てくるというふうに期待していますけども、具体的にはどのように女性職員の管理職を目指す意欲、能力を引き出そうとしているのか伺います。

○総務課長（新倉 好雄君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

女性管理職、またリーダーシップを発揮できる環境づくりについての御質問かと思えますが、仕事と家庭生活の両立の支援ですとか、育児休業等を取得しやすい環境の整備など、職場全体で支え合う職場風土を醸成してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 今までの答弁を伺うと、全職員に対して公正な人事管理は実施している、勤務成績、意欲、態度、能力等、公平に、客観的に基準を示し、納得、理解をされた上で評価しているというふうに理解します。その中で、今までの評価の結果が段階別の職員数の等級に現れています。

そこで、誰もが納得いく、公平、公正な人事評価の実施に関する規定をつくるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○総務課長（新倉 好雄君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

誰もが納得できる人事評価制度の構築をとということでございます。現在、川南町でも人事評価制度は導入しております。

ただ、評価される側だけではなくて、評価する側のいろいろな研修も積み重ねて、また評価項目のほうも今後見直していかないといけないというふうには考えておりますが、ただ、男女差別等はなく、職場内容を加味した人事評価で、今後も内容の改善、また修正を加えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員(中津 克司君) 人が人を評価するのは非常に難しいわけですが、だから規定等で明確なものを明示したほうがいいのかというふうなことで申しましたけれども、人事評価の実施に関する規定、つくる考えはないというふうなことでお考えですね。つくろうというふうな気もない、検討する気もないというふうなことでよろしいですか。

○総務課長(新倉 好雄君) 御質問にお答えいたします。

申し訳ありません。先ほどの私の回答がちょっと不明確な回答で申し訳ありませんでした。人事評価制度を現在行っておりますので、各評価項目内容については、全て規定を設けております。

以上でございます。

○議員(中津 克司君) 川南町特定事業主行動計画、計画期間、先ほどからありますけれども、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で作成してあります。

その中の女性職員の活躍を推進するための取組として、「女性職員の活躍をさらに推進するためには、仕事と家庭の両立を前提とした計画的育成やキャリア形成支援を行い、育児休業で長期職場を離れることへの不安や職場復帰の際の不安などを解消し、係長職以上の職位につきたいと思えるような取組を実施することが必要です。」とあります。

これには、アからオまで5項目、取組が掲げてありますが、今後具体的にどう実践していくのか、個々に説明を求めます。

まず、アですけども、職務経験の向上や意欲を高める人事配置というのがあります。この人事配置というのは、やはり町長の権限がありますので、どのような意欲を高める人事配置をお考えか伺います。

○町長(日高 昭彦君) 人事に関しては、先ほども言われたとおり、最高責任者は私でございますが、途中段階の細かいことは総務課長に答弁させます。

○総務課長(新倉 好雄君) 御質問にお答えいたします。

御質問にありました町の特定事業主行動計画でございますが、5か年の計画目標を立てております。御質問にありました職務経験の向上や意欲を高める人事配置につきましては、本人の意思を尊重して職場配置や、採用後の10年間におきましては、できるだけたくさんの職場を経験できる人事配置を考えておるところでございます。

以上でございます。

○議員(中津 克司君) イでありますキャリア形成の支援についてはどうか伺います。

○総務課長(新倉 好雄君) キャリア形成の支援についてでございますが、育児や介護

における時間的な制約を抱えるのが現状であるかと思いますが、そのような中でも様々な業務が経験できるような支援、具体的に言いますと、オンライン研修等も近年ではできるようになりましたので、そのような制度を積極的に取り入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 女性職員の積極的な登用・配置についてはどのようにお考えか、お伺いします。

○総務課長（新倉 好雄君） 女性職員の積極的な登用・配置についてでございますが、女性職員の登用配置が少なく、性別による隔たりがある部署につきましては、本人の意思を尊重した上で、様々な経験を積むことのできる機会を提供してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） では、休業中などの自己啓発支援についてはいかがでしょうか。

○総務課長（新倉 好雄君） 休業中の自己啓発関係の支援についてでございますが、育児休業中などにつきましては、先ほどもちょっと出てきましたが、通信教育講座等の受講を希望する場合に、その機会を失うことがないように通信教育講座等の募集、また情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 育児休業中の職員への情報提供についてはいかがか、お伺いします。

○議長（中村 昭人君） ここで会議時間の変更について申し上げます。

会議規則第9条第2項により、本日の会議時間は一般質問終了まで延長します。

○総務課長（新倉 好雄君） 育児休業中の職員の皆さんへの情報提供ということでございますが、現在、メール等を通じて、職場内の情報が共有できるようになりましたので、その情報を提供して、安心して、また復帰していただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 今いろいろ説明いただきましたけれども、係長以上に占める女性職員の割合、令和7年までに50%という目標値を掲げていらっしゃるようですが、この目標を達成していただきたいというふうに思っております。町長、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ぜひその50%を達成して、女性の意見がしっかりと通る、風通しのいい職場を目指していきたいと思っております。

○議員（中津 克司君） これは全体、全職員にあるわけですが、人間仕事をする中でも、その他日常生活の中でもミスは多かれ少なかれ必ずします。本町職員の場合、昇任、昇給に影響を与えるのは、期間はどの程度なのか質問します。

昇任、昇給、何かミスしますね。昇任、昇給に影響を与える。これはちょっと減額とか、昇任は見合わせとか、それは1年間なのか、その期間なりは。人事評価の場合は1年で評価するんですけども、そこ辺についてお考えを伺います。

○総務課長（新倉 好雄君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

御質問の内容は、本当はあったらいけないんですが、いろんな不祥事等で、懲戒処分等を受けた場合の復帰についての御質問かと思うんですが、懲戒処分委員会等で、内容についても処分の内容が決定されますので、それに合わせた形で復帰していくような形になるかと考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） では続きまして、子供の貧困、現状と対策について伺います。

厚生労働省国民生活基礎調査で約7人に1人、今後、コロナ禍で深まることが懸念されています。子どもの貧困対策法で、市町村も貧困対策計画策定が求められ、第2期子ども・子育て支援事業計画、令和2年度から6年度が作成されたと認識しています。

その中で、子どもの貧困対策の推進として、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。また、教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組みます。」とあります。

この中の基本目標、評価指標として、6項目に対し、現状、目標年度、担当課が明示してありますが、教育課と福祉課の連携、情報の共有が不可欠で、非常に重要です。貧困世帯の子供は、基礎知識を生かした応用問題が増える4年生から学力が低下すると言われてしています。

生活習慣も含め、どのような認識を持っておられるのか、学習支援、生活支援はどうか、最も大切な貧困の連鎖を断つ取組が重視されます。この6項目、具体的にどう取り組むか、お伺いします。

○教育長（坂本 幹夫君） 中津議員の御質問にお答えします。

今言われました10歳ですけれども、10歳の壁と言われるものがございます。10歳になると、困窮していない子供の偏差値が50.6に対しまして、困窮している子供の偏差値が45.1と、5.5も離れる結果となっています。これは全国的な傾向でございます。

いわゆる貧困による影響で、学習に集中して取り組む時間が減りまして、学力格差が生じると言われています。この学力格差は、精神的にも影響を与えております。自信の喪失や自己肯定感の低下などが上げられています。

私たちがしなければならないことは、まずは子供をよく観察し、実態把握に努めること、例えば同じ服装で毎日登校していないかとか、お風呂に入っているかとか、そういった細か

いところをよく観察し、情報を共有して、学校と教育委員会、そして福祉課等が連携して家庭の支援に当たることがとても大切であると思っております。

学校では、毎月教育相談アンケートを行っております。これからも貧困という視点で、子供たちの変化に気づく目、困っていないかを把握する手段、そういったものを講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの中津議員の御質問に対してお答えいたします。

子ども・子育て支援計画の評価指標の6項目につきまして、具体的にどのように取り組むのかというような御質問でございました。この子ども・子育て支援計画の第5章に、子どもの貧困対策の推進ということで上げさせていただいております。その中に6項目ほど項目を上げさせていただきまして、現状、目標、それから担当課などを明示しております。

まず、1つ目は、子ども家庭総合支援拠点の設置及び2つ目が要保護児童対策協議会における調整担当者の配置について上げております。この2つは、いずれも子供の貧困問題のみならず、様々な問題を抱えている子供の家庭への支援体制で最も重要な施策の一つであるというふうに考えております。それぞれ計画では、令和4年度を目標年度としております。

具体的にどう取り組むのかということでありますので、このうちの1つ目の子ども家庭総合支援拠点につきましては、現在は未設置ですが、令和4年4月から正職員2人体制で設置する計画で、今準備を進めているところでございます。

また、2つ目の要保護児童対策協議会における調整担当者の配置につきましては、子ども家庭総合支援拠点に配置します2人の職員のうちの1人を令和3年度に、今年度から配置をしまして準備を進めているというところでございます。

我々は要保護児童に向き合ひまして、その家庭の問題を把握し、それに応じた支援を行っているわけですが、解決するためには複雑に絡み合う多種多様な問題に対応しなければなりません。

例えば、子供の貧困問題一つを取り上げてみましても、その要因は、発達や精神などの子供自身の障害の問題であったり、それから生活保護世帯や保護者自身が障害や病気を抱えている生活弱者世帯の問題、それから育児に対する知識や意欲のないなどの問題など、いろいろ様々ございます。

そして、これらの問題、要因は、虐待であったり、育児放棄であったり、ごみ屋敷問題であったり、ヤングケアラーとかいうものなどにも結びついている例が少なくありません。

この子ども家庭総合支援拠点は、要保護児童対策の調整機関でもございます。様々な問題を抱えた子供の家庭を支援するための相談窓口であります。

次に、3つ目、4つ目の指標ですが、「経済的理由により子どもの連絡が制約されている」と回答した家庭が就学前児童保護者で14.1%、それから小学生の保護者で15.5%ありましたが、この割合をそれぞれ引き下げるという目標でございます。

また、5つ目、6つ目の指標は、経済的な理由により習い事や塾などに行けないというようなことを回答した家庭が就学前児童保護者で17.4%、それから小学生保護者で30%ありましたが、この割合を引き下げるといふものでございます。

この4つのいずれの指標につきましても、簡単なことではないというふうには認識をしているところでございます。貧困の負の連鎖を断つには教育が最も重要であると言われておりますけれども、経済状況によって十分な教育が受けられず、進路が制約されているということが今回のアンケート調査で明らかとなりました。

子供の貧困につきましては、把握がなかなか難しいということがございましたが、先ほど教育長がおっしゃいましたように、教育現場でしっかりと子供の様子などを観察しながら把握していただきまして、その把握された児童につきまして、どのように対処をしていくのかというところを教育課と福祉課が連携をして、また県との連携も図りながら、情報の共有を図りまして、その家庭ごとに必要な事業などを見極めまして、関係機関で協力しながら、支援を行うことで教育が平等に受けられるように推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 困窮子育て世帯の87%が給食がない夏休み中の食事——これは栄養バランス等があるわけですが——に不安を抱えているとの調査結果もあります。我が町の現状はどうか伺います。

○福祉課長（三角 博志君） 社会福祉協議会のほうで、学校給食がない夏休み期間中の子供の食生活を支援するために、自治公民館及び町内の社会福祉法人と協力しまして、電子レンジで簡単に調理できるレトルト食品を無料で配布いたしました。この取組によりまして、6自治公民館で74人の子供たちを対象に1袋5食入りのものを120袋配布しております。

また、この期間中に夏休み子ども食堂につきましても計画をしておりましたけれども、残念ながら新型コロナウイルスの感染拡大のため、中止となっております。

この子ども食堂では学習の支援とか、レクリエーションも予定されておりました。中止にはなりましたが、自治公民館の中には夏休み期間中の子ども食堂の開設につきまして、今後可能ではないかということで、前向きな御意見等もいただいていると伺っております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） では、次に行きますけれども、生活保護家庭の子育て実態はどうか、厚生労働省によれば、生活保護申請は前年度比2割以上増えたとの報道もあります。我が町の実態はどうか、お伺いします。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

生活保護世帯ですが、本町では113世帯、143人の方々が受けておられます。このうち18歳未満の子供のいる世帯は7世帯、17名でございます。この7世帯は、全てが子供や親に障害があるか、あるいは子育てに問題のあるとして要保護児童対策協議会に上がっている世帯ということでございます。

本町の家庭訪問支援員とか、保健センターの保健師が見守りや相談支援を行って、必要に応じたサービスに結びつけているところがございます。

また、児湯福祉事務所でも担当のケースワーカーが定期的な訪問を行いまして、子供の健診受診状況や保育所、学校の状況の確認、それから発達や知的に遅れている場合などは手帳の申請とか、障害サービスにつなげるような働きかけを行っているということでございます。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 今ありました18歳以下が7世帯ということでおっしゃいましたけれども、生活保護の申請に関しては、車の保有は原則認められないというようなことも伺っておりますけれども、子育て家庭では保育園への送迎、通院などに車は不可欠なわけですが、そういう人が、該当者がいるかどうか分かりませんが、そういうような例外を認めた例はあるのか、伺います。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

車の保有につきましては、生活保護世帯の場合は、原則としては認められませんが、子供が通院する際に公共交通機関の利用が困難であるという主治医の意見書に基づきまして児湯福祉事務所が審査を行い、車の保有を認めている世帯が2件ございます。

また、公共交通機関を利用して通院する際の通院移送費、タクシーや電車についてですが、それにつきましても、主治医の意見を基に福祉事務所のほうで審査を行って、場合によって認められるということになっております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 続きまして、ヤングケアラーの現状と対策について伺います。

厚生労働省では、先ほど申されましたけれども、家庭や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供と定義しています。

厚生労働省、文部科学省の実態調査では、中学生17人に1人、全日制高校生24人に1人が世話をしている家族がいると回答しています。

アンケート結果では、世話をする内容は、食事の準備や洗濯などの家事が多く、兄弟を保育園に送迎したり、祖父母の介護や見守りをしたりと、多岐にわたっています。

世話している時間は平日1日の平均で、中学生が4時間、高校生は3.8時間、7時間以上の生徒も1割ほどいます。自分の時間が取れない、宿題や勉強の時間が取れない、睡眠が十分に取れない、友達と遊べない、中には学校に行きたくても行けないと答えた生徒もいます。

自分がヤングケアラーだと自覚していない子供は多くいるのではないかと、お手伝いの認識で、本人の認知度は低いと言われております。6割の生徒が相談したところでどうせ誰にも理解されない、状況は変わらない、この生活が普通と思っていると回答しています。我が町の実態はどうか、伺います。

○福祉課長（三角 博志君） ヤングケアラーの実態をどのように把握しているかという御質問でございました。

ヤングケアラーは家庭のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由に加えまして、線引きの難しさなどもございまして、なかなか表面化しにくいという構造があると言われております。

本町では、要保護児童対策協議会を通じて、ヤングケアラーと思われる児童を3人把握しているのみでございます。全体的な把握には、福祉課のほうでは至っていないということでございます。

学校生活や家庭訪問などによりまして、学校現場で気づいていただくというようなことは非常に重要なことであると思っております。教育課における周知も図っていく必要があると思っております。

さらに、保健センターとか、社会福祉協議会、それから保育所、幼稚園、社会福祉施設との周知を図るとともに、協力を得まして、ヤングケアラーの視点を持って子供の様子を見守っていただき、把握に努め、その後の支援につなげていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） この問題、今おっしゃったように、非常にデリケートな問題で、具体的にどのような対応をしているのかというようなことでも、なかなかプライバシーの関係もあって難しいと思っております。

子供と保護者に寄り添って活動するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの存在はどうか、お伺いします。

○教育長（坂本 幹夫君） 若干ヤングケアラーについてもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）先ほど言われるように、介護が必要な家庭の世話とか、家事を担って学校生活に影響が出ている子供たちがいることについては、認識はしておりますが、じゃどのように学校が認識を深めていくかというところが問題になるわけでありまして、やはり学業に身が入っていない子供たちをしっかりと把握していく必要があるなど思っています。

先ほども言ったように、学校を休むときには、学校は必ず電話連絡をして休む理由を聞いたりとかしてはいますが、このヤングケアラーについて、本町の読書感想文コンクールで入賞しました中学生の作文が非常に心に残りましたので、ちょっと紹介させていただきますが、「ヤングケアラーを知る」の一部を紹介します。

入賞したこの中学生の最後の感想ですけれども、「私は、この本に出会い、ヤングケアラーの存在を知った。誰にも言えず、誰にも相談できずにいる子供たちが私の周りにもいるかもしれない。声をかけてあげられるように、もっと周りの人を気かけたり、コミュニケーションを図りながら、相談しやすい環境をつくりたいと強く思った」と結んでおります。このような実態というのを見抜く目とか、学校現場で、教育という視点で、これ続ける必要があるかなと思っております。

それから、先ほど言われましたスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーでありますけれども、スクールカウンセラーは、心の専門家と言われております。臨床心理士の資

格を持つ専門家が児童生徒に対する心理面のサポートやカウンセリングをするのが主な役割でございます。

それに対しましてスクールソーシャルワーカーは、福祉の専門家であります。児童生徒や保護者への直接的な福祉面の支援が主な役割であります。

本町におけるスクールソーシャルワーカーにつきましては、中部教育事務所に配置されている福祉の専門家に対応していただいております。

その職務内容としましては、児童生徒に対する福祉面のサポート、児童生徒や保護者への直接的な支援、それから教職員の研修などが上げられます。学校の要請に基づいて来町され、学校や保護者の抱える問題に直接対応していただいております。

また、本町に来ていただいて、直接自宅訪問をされており、きめ細やかな対応をしていると認識をしています。本町では、困り感のある家庭に出向き、継続的に関わっていただき、毎月活動記録を提出して、共通理解をしています。これからも継続的な支援で、改善される家庭が一つでもありますように、継続的に支援を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 最後になりますけれども、今回質問した「お知らせかわみなみ」全戸配布、QRコードの読み取り、町長の強い思いを把握できたわけですけれども、全戸配布のQRコード読み取りにしても、電子地域通貨（トロン）の発行活用、それと中学校の統合、新設等、全て既成事実をつくり、後づけで理由説明、町民ないがしろとの厳しい意見をいただいていることも把握いただきたいというふうに思います。

その中で、リーダーシップの発揮か、独裁か、限られた者の民意になっていないか、一時が万事の感があり、非常に悩んでいます。一度立ち止まって考える必要があるのではないだろうか、全体の奉仕者として、信頼と共感を得ているのだろうか、自治体職員に求められる特有の資質とは何か、私は住民合意を形づくる力量だと思います。

役所内では通用する建前論が対住民では通用しない、説得力、基本的な信頼関係を構築することが大切で、上ばかり見て、住民を見ていないのではないか。メディア受けする、ぱっと見のよい施策に傾倒して、地域が忘れられているのではないか。川南町発展の基は、町職員の活躍、リーダーシップの発揮にほかならないわけで、職員が地域とつながり、住民から顔の見える存在になっているか、住民から見たらこうですと、町長に発言できる職員は何人いるのか、また町長はそれを受け入れる器量を持っていると思うか、今後とも活躍に期待しながらも、是々非々の対応をさせていただきますけれども、大きな責任、独任制を有する町長の見解を伺います。

○町長（日高 昭彦君） いろんなことを提案いただきまして、ちょっと全部書き切れませんでしたけど、基本的に全体の奉仕者であるということには変わりありませんし、今、リーダーシップを発揮するというのは当然大事なことであります。

ただ、そのリーダーがどんなチームを目指すか、試合でいえばどんな試合展開するのか、

どんな選手を育てるのかというのは、それぞれ個性があると思いますが、満点の指導者に私も出会ったことはありませんし、私もいろんなところを学ぶべきだと思っております。

大事なことは、ちゃんと人の意見が聞けるか、そして自分の思いを伝えるか、できるかということであると信じておりますので、役場としては風通しのよい、全ての意見が言えるような職場であるというふうにこれからも進めてまいりたいと感じております。

○議長（中村 昭人君） 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。皆様お疲れさまでした。

午後 4 時30分閉会
